

【表紙】

【提出書類】 有価証券届出書の訂正届出書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成26年 2月28日

【発行者名】 R B S (ルクセンブルグ)エス・エイ  
(RBS (Luxembourg) S.A.)

【代表者の役職氏名】 ディレクター ロルナ・キャシディ  
(Lorna Cassidy)  
ディレクター レヴェル・ウッド  
(Revel Wood)

【本店の所在の場所】 ルクセンブルグ大公国 エスペランジュ L-5826  
ガスペリッシュ通り 33番  
(33, Rue de Gasperich, L-5826 Hespérange  
Grand Duchy of Luxembourg)

【代理人の氏名又は名称】 弁護士 一 木 剛太郎  
弁護士 竹 野 康 造

【代理人の住所又は所在地】 東京都千代田区丸の内二丁目 6 番 1 号  
丸の内パークビルディング  
森・濱田松本法律事務所

【事務連絡者氏名】 弁護士 一 木 剛太郎  
弁護士 竹 野 康 造  
弁護士 岡 田 綾 子

【連絡場所】 東京都千代田区丸の内二丁目 6 番 1 号  
丸の内パークビルディング  
森・濱田松本法律事務所

【電話番号】 03(6212)8316

【届出の対象とした募集(売出)外国投資信託受益証券に係るファンドの名称】  
アーカス・ジャパン・ロング/ショート・ファンド  
(Arcus Japan Long/Short Fund)  
(「アーカス・ジャパン・エル/エス・ファンド」と称することがある。)

**【届出の対象とした募集(売出)外国投資信託受益証券の金額】**

リテイル・クラス証券について、1,000億円を上限とする。

**【縦覧に供する場所】**

該当事項なし

## 1 【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

本日、半期報告書を提出いたしましたので、平成25年11月29日付をもって提出した有価証券届出書（以下「原届出書」といいます。）の関係情報に新たな情報を追加および更新するため、また原届出書の記載事項のうち訂正すべき事項がありますので、これらを訂正するため、および原届出書の添付書類の一部が変更されましたので、変更された添付書類を提出するため、本訂正届出書を提出するものです。

## 2 【訂正の内容】

・半期報告書の提出による訂正

原届出書の下記事項については、半期報告書の記載内容\*と同一内容に更新または追加されます。

原届出書	半期報告書	訂正の方法
第二部 ファンド情報 第1 ファンドの状況 5 運用状況 (1) 投資状況 (3) 運用実績 (4) 販売及び買戻しの実績	1 ファンドの運用状況 (1) 投資状況 (2) 運用実績 2 販売及び買戻しの実績	更新 追加 追加
第3 ファンドの経理状況 1 財務諸表	3 ファンドの経理状況	追加
第三部 特別情報 第1 管理会社の概況 1 管理会社の概況 (1) 資本金の額 2 事業の内容及び営業の概況	4 管理会社の概況 (1) 資本金の額 (2) 事業の内容及び営業の状況	更新 更新

\* 半期報告書の記載内容は、以下の通りです。

[次へ](#)

## 1 ファンドの運用状況

RBS (ルクセンブルグ) エス・エイ (RBS (Luxembourg) S.A.) (以下「管理会社」という。) により管理されるアーカス・ジャパン・ロング/ショート・ファンド (Arcus Japan Long / Short Fund) (以下「ファンド」という。) の運用状況は、以下の通りである。

## (1) 投資状況

## 資産別および地域別の投資状況

(平成25年12月末日現在)

資産の種類	国名	時価合計 日本円	投資比率 (%)
株式	日本	7,450,489,832	77.44
先物・その他スワップ	日本	-50,038,050	-0.52
現金・預金・その他の資産(負債控除後)		2,220,504,970	23.08
合計(純資産総額)		9,620,956,752	100.00

(注1) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいう。以下同じ。

(注2) ファンドは、ルクセンブルグ法に基づいて設定されているが、ファンド証券は円建てのため、以下の金額表示は別段の記載がない限り円をもって行う。

(注3) 本書の中で金額および比率を表示する場合、四捨五入してある。従って、合計の数字が一致しない場合がある。また、円貨への換算は、本書の中でそれに対応する数字につき所定の換算率で単純計算のうえ、必要な場合四捨五入してある。従って、本書中の同一情報につき異なった円貨表示がなされている場合もある。

## (2) 運用実績

## 純資産の推移

平成25年1月1日から同年12月末日までの1年間における各月末の純資産総額およびリテイル・クラスの1口当り純資産価格の推移は、以下の通りである。

	純資産総額	1口当り純資産価格
	円	
平成25年1月末日	2,895,197,587	34,038
2月末日	3,063,296,637	34,324
3月末日	3,297,945,835	34,949
4月末日	3,738,516,557	37,774
5月末日	3,756,998,860	38,216
6月末日	4,075,934,539	38,356
7月末日	5,008,429,392	38,506
8月末日	5,048,426,782	37,517
9月末日	6,733,858,769	38,808
10月末日	6,952,758,903	38,923
11月末日	8,448,209,905	39,518
12月末日	9,620,956,752	40,358

## 分配の推移

平成25年1月1日から同年12月末日までの1年間のリテイル・クラスの分配の推移は、以下の通りである。

リテイル・クラス	該当事項なし。
----------	---------

## 収益率の推移

平成25年1月1日から同年12月末日までの1年間のリテイル・クラスの収益率は、以下の通りである。

	リテイル・クラス
収益率(注)	26.98%

(注) 収益率(%) =  $100 \times (a - b) / b$

a = 平成25年12月末日のリテイル・クラスの1口当り純資産価格

b = 当該期間の直前の日(平成24年12月末日)のリテイル・クラスの1口当り純資産価格

[次へ](#)

## 2 販売及び買戻しの実績

平成25年1月1日から同年12月末日までの1年間におけるリテイル・クラスの販売および買戻しの実績ならびに同年12月末日現在のリテイル・クラスの発行済口数は、以下の通りである。

販売口数	本邦内における販売口数	買戻し口数	本邦内における買戻し口数	発行済口数	本邦内における発行済口数
534	30	16,915	16,915	56,787	32,941

[前へ](#)[次へ](#)

### 3 ファンドの経理状況

- a. ファンドの日本語の中間財務書類は、ルクセンブルグにおける諸法令および一般に認められた会計原則に準拠して作成された原文（英語）の中間財務書類を日本語に翻訳したものである。これは、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」第76条第4項ただし書の規定の適用によるものである。
- b. ファンドの中間財務書類は、外国監査法人等（公認会計士法（昭和23年法律第103号）第1条の3第7項に規定する外国監査法人等をいう。）の監査を受けていない。
- c. ファンドの原文の中間財務書類は、一部を除き日本円で表示されている。日本語の中間財務書類には、主要な金額について円貨換算が併記されている。日本円への換算には、株式会社三菱東京UFJ銀行の平成25年12月30日現在における対顧客電信売買相場の仲値（1米ドル＝105.39円、1ユーロ＝145.05円）で換算された円換算額が併記されている。なお、1円未満の金額は四捨五入されている。日本円に換算された金額は、四捨五入のため合計欄の数値が総数と一致しない場合がある。

[前へ](#)

[次へ](#)

## (1) 資産及び負債の状況

## アーカス・ジャパン・ロング/ショート・ファンド

純資産計算書  
2013年11月30日現在  
(単位：日本円)

資産		
投資有価証券：	(注記参照)	
- 取得原価		6,166,399,027
- 未実現純損益		776,326,573
		6,942,725,600
現金：		
- 手元現金		825,015,797
- 証拠金勘定および担保金額	(注記参照)	877,902,098
その他の資産：		
- 未収配当金		73,353
- 先物にかかる未実現利益	(注記参照)	2,450,000
- 外国為替先渡契約にかかる未実現利益	(注記参照)	46,028,747
		8,694,195,595
負債		
その他の負債：		
- 未払税金および未払費用		58,300,863
- スワップ契約にかかる未実現純損失	(注記参照)	187,682,590
- 未払利息		2,237
		245,985,690
純資産		8,448,209,905
リテイル証券 (日本円)		
一口当り純資産価格		39,518円
発行済受益証券口数		60,961.00口
インスティテューショナル証券 (米ドル)		
一口当り純資産価格		127米ドル (13,385)円
発行済受益証券口数		75,895.00口
インスティテューショナル証券 (ユーロ)		
一口当り純資産価格		139ユーロ (20,162)円
発行済受益証券口数		231,194.00口
インスティテューショナル証券 (日本円)		
一口当り純資産価格		10,977円
発行済受益証券口数		48,482.00口
インターナショナル証券 (米ドル)		
一口当り純資産価格		102米ドル (10,750)円
発行済受益証券口数		2,430.00口
インターナショナル証券 (日本円)		
一口当り純資産価格		10,183円
発行済受益証券口数		650.00口
インターナショナル証券 (ユーロ)		
一口当り純資産価格		102ユーロ (14,795)円
発行済受益証券口数		500.00口

注記は本財務書類と不可分なものである。



## アーカス・ジャパン・ロング/ショート・ファンド

運用計算書および純資産変動計算書  
2013年6月1日から2013年11月30日までの期間  
(単位：日本円)

期首現在純資産		3,756,998,860
収益		
投資有価証券からの収益		
- 配当金、純額	(注記参照)	32,348,546
その他の収益		1,424,574
		33,773,120
費用		
- 支払利息、純額		5,392
報酬：		
- 管理報酬	(注記参照)	33,051,354
- 実績報酬	(注記参照)	60,151,792
- 代行協会員報酬	(注記参照)	9,211,360
- 中央管理報酬および保管報酬		8,790,449
その他の費用：		
- 年次税	(注記参照)	814,166
- 監査および法務報酬		10,014,190
- 取引費用	(注記参照)	5,442,736
- 一般管理費およびその他の費用		2,727,260
		130,208,699
運用純損益		(96,435,579)
以下にかかる実現純損益：		
- 投資有価証券の売却	(注記参照)	338,302,428
- 外国為替	(注記参照)	220,575,512
- スワップ	(注記参照)	42,602,736
実現純損益		601,480,676
以下にかかる未実現純評価益/(損)の変動：		
- 投資有価証券		246,348,919
- 外国為替先渡契約		(23,336,744)
- 先物		2,450,000
- スワップ		(315,485,970)
運用から生じた純資産の純増加/(減少)		415,021,302
資本の変動		
受益証券発行		5,017,209,117
受益証券買戻		(741,019,374)
		4,276,189,743
期末現在純資産		8,448,209,905

注記は本財務書類と不可分なものである。

## アーカス・ジャパン・ロング/ショート・ファンド

## 統計情報

2013年6月1日から2013年11月30日までの期間

## 受益証券

	リテイル証券 (日本円)	インスティ テューショナル 証券 (米ドル)	インスティ テューショナル 証券 (ユーロ)	インスティ テューショナル 証券 (日本円)	インター ナショナル証券 (米ドル)	インター ナショナル証 券 (ユーロ)	インター ナショナル証 券 (日本円)
期首現在発 行済 受益証券口 数	66,013.00	32,396.00	44,362.00	2,575.00	1,750.00	0.00	0.00
発行受益証 券 口数	534.00	43,499.00	214,167.00	48,934.00	680.00	500.00	650.00
買戻受益証 券 口数	(5,586.00)	(0.00)	(27,335.00)	(3,027.00)	(0.00)	(0.00)	(0.00)
期末現在発 行済 受益証券口 数	60,961.00	75,895.00	231,194.00	48,482.00	2,430.00	500.00	650.00
一口当り 純資産価格	日本円	米ドル	ユーロ	日本円	米ドル	ユーロ	日本円
	39,518	127	139	10,977	102	102	10,183
最高価格		(13,385円)	(20,162円)		(10,750円)	(14,795円)	
	(2013年 11月29日)	(2013年 11月29日)	(2013年 11月29日)	(2013年 11月29日)	(2013年 11月29日)	(2013年 11月29日)	(2013年 11月29日)
	36,356	117	128	10,050	94	97	9,653
最低価格		(12,331円)	(18,566円)		(9,907円)	(14,070円)	
	(2013年 6月7日)	(2013年 6月7日)	(2013年 6月7日)	(2013年 6月7日)	(2013年 6月7日)	(2013年 9月2日)	(2013年 9月2日)
期末現在	39,518	127	139	10,977	102	102	10,183
		(13,385円)	(20,162円)		(10,750円)	(14,795円)	

## アーカス・ジャパン・ロング/ショート・ファンド

## 受益証券口数、純資産および一口当り純資産価格の変動

日付	クラス証券	発行済 受益証券口数	純資産額	通貨	一口当り 純資産価格
2011年5月31日	リテイル証券 (日本円)	107,545.00	3,006,876,181	日本円	27,959
	インスティ テューショナル 証券 (日本円)	7,050.00	68,395,628	日本円	9,702
*2012年4月16日	インスティ テューショナル 証券 (米ドル)	30,000.00	2,964,383	米ドル	99 (10,434円)
**2011年8月8日	インスティ テューショナル 証券 (日本円)	14,306.00	136,967,330	日本円	9,574
2012年5月31日	リテイル証券 (日本円)	89,924.00	2,437,845,159	日本円	27,110
	インスティ テューショナル 証券 (米ドル)	30,000.00	2,725,094	米ドル	91 (9,590円)
*2012年9月28日	インスティ テューショナル 証券 (ユーロ)	10,779.00	1,078,481	ユーロ	100 (14,505円)
*2013年4月19日	インスティ テューショナル 証券 (日本円)	2,605.00	26,169,271	日本円	10,046
*2013年5月29日	インターナシ ョナル証券 (米ドル)	1,750.00	176,449	米ドル	101 (10,644円)
2013年5月31日	リテイル証券 (日本円)	66,013.00	2,522,739,563	日本円	38,216
	インスティ テューショナル 証券 (米ドル)	32,396.00	3,978,011	米ドル	123 (12,963円)
	インスティ テューショナル 証券 (ユーロ)	44,362.00	5,979,200	ユーロ	135 (19,582円)
	インスティ テューショナル 証券(日本円)	2,575.00	27,201,460	日本円	10,564
	インターナシ ョナル証券 (米ドル)	1,750.00	173,216	米ドル	99 (10,434円)

日付	クラス証券	発行済 受益証券口数	純資産額	通貨	一口当り 純資産価格
*2013年 8月 5日	インターナショナル証券 (日本円)	650.00	6,502,590	日本円	10,004
*2013年 8月 5日	インターナショナル証券 (ユーロ)	500.00	50,022	ユーロ	100
					(14,505円)
2013年11月30日	リテイル証券 (日本円)	60,961.00	2,409,061,709	日本円	39,518
	インスティテューショナル証券 (米ドル)	75,895.00	9,638,864	米ドル	127
					(13,385円)
	インスティテューショナル証券 (ユーロ)	231,194.00	32,242,616	ユーロ	139
					(20,162円)
	インスティテューショナル証券(日本円)	48,482.00	532,193,913	日本円	10,977
	インターナショナル証券 (米ドル)	2,430.00	248,838	米ドル	102
					(10,750円)
	インターナショナル証券 (日本円)	650.00	6,619,048	日本円	10,183
	インターナショナル証券 (ユーロ)	500.00	50,794	ユーロ	102
					(14,795円)

\* 第1回目の評価

\*\* 最終の評価

[前へ](#)[次へ](#)

## アーカス・ジャパン・ロング/ショート・ファンド

## 財務書類に対する注記

2013年11月30日現在

## ファンドの説明

ルクセンブルグ大公国においてルクセンブルグ大公国の法律に基づき契約型投資信託（“Fonds Commun de Placement”）として発起人であるアーカス・インベストメント・リミテッドにより組成されたアーカス・ジャパン・ロング/ショート・ファンド（以下「ファンド」という。）は、有価証券およびその他の認可資産（以下「有価証券」という。）の非法人の共有持分型投資信託であり、ルクセンブルグの法律に基づき設立された会社でありルクセンブルグに登記上の事務所を有するRBS（ルクセンブルグ）エス・エイ（以下「管理会社」という。）によって、共同保有者（以下「受益者」という。）の利益のために運用される。ファンドの資産は、管理会社の資産および管理会社により運用されるその他の投資信託の資産と区別される。

ファンドは、2010年12月17日の投資信託に関する法律（以下「2010年法」という。）のパートの規定で規制された投資信託としての資格を有している。

管理会社であるRBS（ルクセンブルグ）エス・エイは、ルクセンブルグ法に基づき2004年11月10日付公正証書により存続期間を無期限として設立された株式会社であり、2004年12月6日にメモリアルに公告され、2010年法第15章に規定された管理会社として承認されている。同社の登記上の事務所は、エスペランジュ L-5826 ガスペリッシュ通り 33番である。同社はルクセンブルグ商業登記簿(Registre de Commerce et des Societes de Luxembourg)にB104 196の番号で登記されている。

ファンドは、約款に基づいて、管理会社によって運用される。当初の約款は1999年4月19日付で提出され、これに対する改定も、ルクセンブルグの商業および法人登録所に提出され、同所で閲覧することができ、またその写しを入手することができる。当初の約款の公表およびルクセンブルグの商業および法人登録所に預託された旨の通知は、1999年5月11日付でメモリアルに公告された。約款の最近の改定は、2013年1月31日付で効力が発生し、改訂済約款がルクセンブルグの商業および法人登録所に預託された旨の通知は、2013年1月31日付でメモリアルに公告された。

ファンドの投資目的は、日本企業に対して公正価値に焦点をあてたロングまたはショート（もしくはその両方）の投資を行うことで、安定かつ長期的な資本価値の増加を達成することである。

ファンドは、日本株に対して投資するのと同じエクスポージャーを有するスワップ契約を締結することができる。契約期間は、1か月を超えることはできない。

ファンドがある株式のロング・スワップ・ポジションをとる時には、原資産のポジションの大きさおよび行使価格が決定される。ファンドは、原資産のポジションの大きさに見合っ合意された利率に等しい金額を支払い、またファンドが原資産のポジションの大きさに等しい額の株式を保有していたと仮定した場合に達成されたであろう総収益（正または負の金額）に等しい額を受領するか支払う責任を負う。

ファンドがある株式のショート・スワップ・ポジションをとる時には、原資産のポジションの大きさおよび行使価格が決定される。ファンドは、ファンドが原資産のポジションの大きさに等しい額の株式のショート・ポジションを保有していたと仮定した場合に達成されたであろう総収益（正または負の金額）に等しい額を受領するか支払い、また原資産のポジションの大きさに見合っ合意された利率に等しい金額を受領する（金利が低い場合には、ブローカー手数料が、ファンドが受領する利息額を超過することがある）。

2013年11月30日現在、以下のクラス証券が発行されている。

- リテイル証券
- インスティテューショナル証券
- インターナショナル証券

#### 重要な会計方針の要約

##### a) 投資有価証券の評価

公認の金融商品取引所で値付けされているかまたは定期的取引が行われていて公認かつ公開の他の規制ある市場で取引されている有価証券は、直近の入手可能な終値を基準に評価される。数か所の金融商品取引所または規制ある市場で値付けされている場合、当該有価証券の主要市場である金融商品取引所または規制ある市場における直近の入手可能な終値が適用される。ただし、当該価格が、時価を反映していない場合を除く。当該価格が有価証券の時価を反映していないと管理会社が考える場合には、これらの有価証券は、管理会社が慎重かつ誠実に決定した予想実現価値を基準にして、管理会社により評価される。

公認の金融商品取引所または定期的取引が行われていて公認かつ公開の他の規制ある市場で値付けされていない有価証券は、管理会社が慎重かつ誠実に決定した予想実現価値で、管理会社により評価される。

先物取引は、かかる先物取引が主に取引されている市場の直近の売却価格で評価される。

##### b) スワップの評価

スワップは、裏付けとなる有価証券の入手可能な直近の終値に基づく公正価値で評価される。

##### c) 投資有価証券売却にかかる実現純損益

投資有価証券売却にかかる実現純損益は、売却された投資有価証券の平均原価を基準に算出される。

##### d) スワップ契約にかかる実現純損益

スワップ契約にかかる実現純損益は、先入れ先出し基準により算出される。

## e) 外貨換算

ファンドの会計帳簿および財務書類は、日本円で表示されている。日本円以外の通貨で表示されている預金口座およびその他の純資産は、投資有価証券の時価とともに、評価日の実勢為替レートで日本円に換算される。

日本円以外の通貨で表示される収益および費用は、支払日の実勢為替レートで日本円に換算される。為替差損益は、財務書類に含まれている。

## f) ポートフォリオに保有する有価証券の取得原価

日本円以外の通貨建ての有価証券の取得原価は、取得日の実勢為替レートで換算される。

## g) 創立費用

創立費用は、5年間にわたり定額法で償却される。2013年5月31日現在、かかる費用は全額償却済みである。

## h) 収益および費用の認識

配当金は、該当する投資有価証券が最初に配当落ちと表示される日に計上される。受取利息は、毎日発生する。収益は、源泉所得税（もしあれば）を控除して記帳される。費用は、発生基準で計上される。費用は、投資有価証券の取得時に発生する当該有価証券の取得原価に含まれ売却手取額から控除されている費用を除き、運用計算書および純資産変動計算書に借方計上される。

## i) 外国為替先渡契約

外国為替先渡契約は、満期日までの残存期間中は、純資産計算書の日付現在有効な先渡レートで評価される。

外国為替先渡契約から生じる実現損益および未実現損益は、純資産変動計算書中の外国為替にかかる実現純損益および外国為替先渡契約にかかる未実現純評価損益の変動の項目においてそれぞれ認識される。

外国為替先渡契約は、ファンドが保有する投資有価証券に係る為替リスクをヘッジするため、または1つのクラス証券とは別の通貨建ての投資有価証券の評価における通貨の反対の動きに対して当該クラスをヘッジするために締結される。当該クラスの特定のヘッジ契約に関連する費用は、関連するクラス証券が負担する。

2013年11月30日現在の為替レート

1 円 = 0.009786米ドル

1 円 = 0.007192ユーロ

## 管理報酬

管理会社は、ファンドのために、アーカス・インベストメント・リミテッド(以下「投資運用会社」という。)と投資顧問契約を締結している。

管理会社および投資運用会社は、リテイル証券について、ファンド資産から、毎月、当該月中のリテイル証券に帰属するファンド資産の日々の平均純資産総額の年率0.75%(純資産150億円以下について)および0.70%(純資産150億円超の部分について)の管理報酬を受領する権利を有する。管理会社および投資運用会社は、インスティテューショナル証券およびインターナショナル証券について、ファンド資産から、毎月、当該月中の当該クラス証券に帰属するファンド資産の日々の平均純資産総額の年率1.5%の投資運用報酬を受領する権利を有する。

上記の管理報酬のうち、管理会社は、毎年ファンドの純資産総額の0.08%を上限とする月次報酬を受領する。かかる報酬は、3,000ユーロを最低月額報酬として支払われる。

管理会社は、上記管理報酬総額から、投資運用会社または管理会社が職務を委託またはファンドの運用に関し、管理会社が援助もしくは助言を求めたその他の第三者(保管受託銀行ならびに管理事務、登録事務、名義書換事務および支払事務代行会社を除く。)に対する報酬および費用を支払うものとする。

投資運用報酬は、上記総報酬から該当月の最終純資産額に基づき計算されるRBSの報酬(下限は月3,000ユーロ)を差し引いた金額である。

リストリクティッド証券については投資運用報酬は課されない。

## 実績報酬

投資運用会社はまた、リテイル証券について、ファンドによって達成された超過収益(目論見書に定義されている。)がある場合、その15%に相当する実績報酬を受領する権利を有する。実績報酬は、半年毎に計算し、各半年の期間終了後45日以内に支払われる。

インスティテューショナル証券およびインターナショナル証券について、投資運用会社はファンドによって達成された超過収益(目論見書に定義されている。)がある場合、その20%に相当する実績報酬を受領する権利を有する。実績報酬は、毎年計算される。ハイ・ウォーター・マーク基準が適用される。

## 取引費用

取引費用の合計額は、運用計算書および純資産変動計算書に計上され、保管報酬および副保管報酬、通信費用ならびに仲介手数料が含まれている。

## 年次税

ルクセンブルグの現行法規に基づき、ファンドは、各四半期末のファンドの純資産額を基準として計算され四半期毎に支払われる年次税をリテイル・クラス証券およびインターナショナル・クラス証券について年率0.05%、インスティテューショナル・クラス証券について年率0.01%課せられる。

## ファンド受益証券の発行および買戻にかかる手数料

当初募集期間後、受益証券は、1口当たり純資産価格で発行される。販売手数料が発生する場合、いかなる場合でも、受益証券が販売される国における法律、規則および慣行により認められる最高額を超過することはできない。

2013年11月30日に終了した年度について、買戻手数料は請求されなかった。



## 代行協会員

日本における代行協会員は、リテイル・クラス証券について、ファンド資産の中から、毎月末に当該月の各クラスの受益証券に適用されるファンドの日々の平均純資産総額の年率0.75% (純資産150億円以下の部分について) および0.80% (純資産150億円超の場合超過部分について) の報酬を受領する権利を有する。申込みが日本における代行協会員により取扱われたものでない場合、かかる純資産総額の相当額の報酬は、管理会社に支払われる。

インスティテューショナル証券に関して、日本における代行協会員は、いかなる報酬の権利も有していない。

## 証拠金勘定

355,560,601円の証拠金勘定は、メリルリンチ・インターナショナルとのトータル・リターン・スワップ契約から生じるコミットメントのための担保として用いられている。

この他に、2,341,497円の証拠金勘定は、ゴールドマン・サックスとのトータル・リターン・スワップ契約から生じるコミットメントのための担保として用いられている。

## 投資ポートフォリオの変動

2013年6月1日から2013年11月30日までの期間の有価証券ポートフォリオ変動の写しは、管理会社の登記上の事務所において無料で入手することができる。

## 先物

2013年11月30日現在、以下の先物契約が未決済であった。

## アーカス・ジャパン・ロング/ショート・ファンド

売り/ 買い	契約数	契約	サイズ	価格 2013年11月30日現在 (日本円)	時価 2013年11月30日現在 (日本円)	未実現損益 (日本円)	約定 (日本円)
		インデックス先物					
買い	4	TOPIX DEC13 FUT/TSE	10,000	1,262.3	50,490,000	2,450,000	48,040,000
					50,490,000	2,450,000	48,040,000

2013年11月30日現在、未決済の先物契約にかかる未実現純損益は、ファンドの純資産計算書に含まれている。

## スワップ契約

2013年11月30日現在、ファンドは、以下の契約を締結している。

## ショート・スワップ契約

数量	銘柄	想定元本 (日本円)	時価 (日本円)	行使価格 (日本円)	純損益 (日本円)
20,000	国際石油開発帝石	23,160,000	1,188	1,158	760,849
20,000	国際石油開発帝石	23,160,000	1,188	1,158	760,849
24,000	国際石油開発帝石	27,792,000	1,188	1,158	913,019
10,000	ミサワホーム	16,380,000	1,555	1,638	(834,446)
100,000	西松建設	31,700,000	314	317	(308,604)
30,000	西松建設	9,510,000	314	317	(92,581)
15,000	協和エクシオ	17,190,000	1,237	1,146	1,360,334
12,000	日本製粉	5,652,000	488	471	269,320
15,000	不二製油	24,390,000	1,656	1,626	624,443
10,000	不二製油	16,260,000	1,656	1,626	416,296
3,000	UKCホールディングス	5,259,000	1,731	1,753	(11,716)
2,500	UKCホールディングス	4,382,500	1,731	1,753	(9,763)
2,500	UKCホールディングス	4,382,500	1,731	1,753	(56,190)
5,000	三栄建築設計	4,045,000	822	809	63,902
700	プレサンスコーポレーション	2,145,500	2,999	3,065	(46,782)

3,000	プレサンスコーポレーション	9,195,000	2,999	3,065	(200,496)
5,000	常和ホールディングス	14,250,000	2,867	2,850	220,412
0	アイディホーム	-	(1)	(1)	81,711
5,240	飯田グループホールディングス	9,793,560	2,061	1,869	1,003,422
25,000	レンゴー	12,725,000	551	509	1,185,826
30,000	レンゴー	15,270,000	551	509	1,422,991
50,000	レンゴー	25,450,000	551	509	2,371,651
100,000	昭和電工	14,100,000	159	141	1,796,173
10,000	A D E K A	11,580,000	1,139	1,158	(91,005)
40,000	A D E K A	46,320,000	1,139	1,158	(364,019)
200,000	JXホールディングス	102,600,000	533	513	5,457,800
100,000	JXホールディングス	51,300,000	533	513	2,728,900
70,000	JXホールディングス	35,910,000	533	513	1,390,253
10,000	住友ゴム工業	13,110,000	1,446	1,311	1,346,442
15,000	鬼怒川ゴム工業	7,995,000	523	533	(96,458)
10,000	ユニプレス	17,210,000	1,800	1,721	901,395
20,000	ユニプレス	34,420,000	1,800	1,721	1,802,790
4,000	エイチワン	4,008,000	926	1,002	(264,233)
8,000	ユニバーサルエンターテインメント	14,992,000	1,862	1,874	85,637

5,000	マブチモーター	27,300,000	6,160	5,460	3,492,590
5,000	フォスター電機	10,015,000	2,009	2,003	120,135
3,000	フォスター電機	6,009,000	2,009	2,003	72,081
5,000	フォスター電機	10,015,000	2,009	2,003	120,135
5,000	フォスター電機	10,015,000	2,009	2,003	120,135
5,000	フォスター電機	10,015,000	2,009	2,003	120,135
7,000	フォスター電機	14,021,000	2,009	2,003	168,189
8,000	船井電機	9,040,000	1,199	1,130	549,546
5,000	船井電機	5,650,000	1,199	1,130	343,466
0	ファナック	-	(1)	(1)	(122,880)
0	ファナック	-	(1)	(1)	(176,640)
0	村田製作所	-	(1)	(1)	(540,000)
6,000	東海理化電機製作所	12,156,000	2,077	2,026	414,124
7,000	東海理化電機製作所	14,182,000	2,077	2,026	483,145

数量	銘柄	想定元本 (日本円)	時価 (日本円)	行使価格 (日本円)	純損益 (日本円)
7,000	東海理化電機製作所	14,182,000	2,077	2,026	483,145
7,000	東海理化電機製作所	14,182,000	2,077	2,026	353,151
7,000	東海理化電機製作所	14,182,000	2,077	2,026	353,151
65,000	日産自動車	59,215,000	936	911	1,608,927
8,000	トヨタ自動車	50,240,000	6,380	6,280	1,269,199
8,000	トヨタ自動車	50,240,000	6,380	6,280	1,269,199
6,000	トヨタ自動車	37,680,000	6,380	6,280	589,773
9,000	本田技研工業	36,180,000	4,330	4,020	2,947,315
5,000	黒田電気	7,065,000	1,534	1,413	672,722
4,000	シークス	4,740,000	1,256	1,185	282,713
50,000	伊藤忠商事	62,700,000	1,292	1,254	2,857,938
50,000	伊藤忠商事	62,700,000	1,292	1,254	2,857,938
40,000	伊藤忠商事	50,160,000	1,292	1,254	2,286,350
50,000	伊藤忠商事	62,700,000	1,292	1,254	1,882,982
5,000	長瀬産業	5,775,000	1,226	1,155	418,430
5,000	長瀬産業	5,775,000	1,226	1,155	418,430
7,000	長瀬産業	8,085,000	1,226	1,155	585,801

7,000	長瀬産業	8,085,000	1,226	1,155	585,801
9,000	長瀬産業	10,395,000	1,226	1,155	753,173
8,000	長瀬産業	9,240,000	1,226	1,155	565,492
8,000	長瀬産業	9,240,000	1,226	1,155	565,492
100,000	兼松	13,500,000	159	135	2,535,615
100,000	兼松	13,500,000	159	135	2,535,615
100,000	兼松	13,500,000	159	135	2,535,615
25,000	住友商事	31,450,000	1,267	1,258	750,368
25,000	住友商事	31,450,000	1,267	1,258	750,368
30,000	住友商事	37,740,000	1,267	1,258	900,442
35,000	住友商事	44,030,000	1,267	1,258	1,050,516
50,000	住友商事	62,900,000	1,267	1,258	432,927
60,000	ユニグループ・ホールディングス	39,840,000	671	664	410,560
60,000	三菱UFJフィナンシャル・グループ	38,100,000	659	635	1,819,641
90,000	りそなホールディングス	46,440,000	508	516	(732,605)
70,000	りそなホールディングス	36,120,000	508	516	(569,804)
50,000	りそなホールディングス	25,800,000	508	516	(407,003)
40,000	ほくほくフィナンシャルグループ	8,240,000	210	206	157,763
20,000	山陰合同銀行	14,760,000	733	738	(29,724)

15,000	山陰合同銀行	11,070,000	733	738	(22,293)
5,000	芙蓉総合リース	20,700,000	4,105	4,140	(180,619)
2,500	芙蓉総合リース	10,687,500	4,105	4,275	(341,282)
5,000	京葉銀行	2,570,000	509	514	(2,484)
5,000	京葉銀行	2,570,000	509	514	(2,484)
0	住友不動産	-	(1)	(1)	(180,000)
5,000	スターツコーポレーション	5,820,000	1,387	1,164	1,187,703
5,000	スターツコーポレーション	5,820,000	1,387	1,164	1,187,703
20,000	日神不動産	7,870,000	417	393	469,733
14,000	日神不動産	5,509,000	417	393	328,813
20,000	日神不動産	7,870,000	417	393	469,733
20,000	日神不動産	7,870,000	417	393	469,733
20,000	日神不動産	8,200,000	417	410	139,722
4,000	サンヨーハウジング名古屋	4,740,000	1,182	1,185	(13,287)
3,000	ファースト住建	4,320,000	1,471	1,440	144,754
8,000	エフ・ジェー・ネクスト	4,464,000	569	558	123,930
10,000	グランディハウス	3,440,000	353	344	89,066

数量	銘柄	想定元本 (日本円)	時価 (日本円)	行使価格 (日本円)	純損益 (日本円)
5,000	東日本旅客鉄道	41,600,000	8,390	8,320	617,268
7,000	東日本旅客鉄道	58,240,000	8,390	8,320	864,175
8,000	東日本旅客鉄道	66,560,000	8,390	8,320	541,934
3,000	東日本旅客鉄道	24,960,000	8,390	8,320	203,225
50,000	山九	17,150,000	387	343	2,195,345
15,000	日本航空	82,950,000	5,210	5,530	(4,822,515)
0	KDDI	-	(1)	(1)	111,424
10,890	ベルパーク	29,969,280	2,779	2,752	285,896
60	ベルパーク	165,120	2,779	2,752	1,575
30	ベルパーク	82,560	2,779	2,752	788
20	ベルパーク	55,040	2,779	2,752	525
130,000	ヤマダ電機	43,030,000	357	331	3,368,321
17,000	ヤマダ電機	5,627,000	357	331	440,473
6,000	ニトリホールディングス	54,000,000	9,490	9,000	2,925,343
7,000	コーナン商事	7,266,000.00	1,062	1,038	270,041.26
				合計	68,249,566

ロング・スワップ契約



数量	銘柄	想定元本	時価	行使価格	純損益
		(日本円)	(日本円)	(日本円)	(日本円)
(16,000)	カルビー	(40,608,000)	2,598	2,538	(1,012,146)
(8,000)	カルビー	(20,304,000)	2,598	2,538	(488,025)
(9,600)	カルビー	(24,364,800)	2,598	2,538	(580,216)
(7,200)	カルビー	(18,273,600)	2,598	2,538	(435,162)
(1,200)	カルビー	(3,105,600)	2,598	2,588	(16,363)
(15,500)	ヤクルト本社	(78,120,000)	5,210	5,040	(2,903,956)
(2,500)	ヤクルト本社	(12,600,000)	5,210	5,040	(457,180)
(10,000)	いちごグループホールディングス	(4,080,000)	389	408	182,947
(35,000)	サントリー食品インターナショナル	(112,875,000)	3,230	3,225	(194,529)
(3,000)	伊藤園	(6,612,000)	2,212	2,204	(82,144)
(4,000)	伊藤園	(8,816,000)	2,212	2,204	(115,403)
(8,000)	伊藤園	(17,632,000)	2,212	2,204	(219,051)
(15,000)	伊藤園	(33,060,000)	2,212	2,204	(410,720)
(4,500)	日本クドナルドホールディングス	(12,069,000)	2,818	2,682	(618,111)
(4,000)	日本クドナルドホールディングス	(10,728,000)	2,818	2,682	(545,856)
(5,000)	日本クドナルドホールディングス	(13,410,000)	2,818	2,682	(682,320)
(2,000)	日本クドナルドホールディングス	(5,364,000)	2,818	2,682	(274,120)

(7,000)	日本クドナルドホールディングス	(18,774,000)	2,818	2,682	(955,248)
(5,000)	日本クドナルドホールディングス	(13,410,000)	2,818	2,682	(682,320)
(4,000)	日本クドナルドホールディングス	(10,728,000)	2,818	2,682	(545,856)
(4,000)	日本クドナルドホールディングス	(10,728,000)	2,818	2,682	(545,856)
(4,000)	日本クドナルドホールディングス	(10,728,000)	2,818	2,682	(545,856)
(4,000)	日本クドナルドホールディングス	(10,840,000)	2,818	2,710	(433,647)
(2,500)	日本クドナルドホールディングス	(6,822,500)	2,818	2,729	(223,463)
(10,000)	セリア	(33,700,000)	3,955	3,370	(5,900,764)
(5,000)	セリア	(16,850,000)	3,955	3,370	(2,961,615)
(16,000)	キッコーマン	(30,224,000)	1,964	1,889	(1,205,229)
(20,000)	キッコーマン	(37,780,000)	1,964	1,889	(1,506,537)
(14,000)	キッコーマン	(26,446,000)	1,964	1,889	(1,054,576)
(20,000)	キッコーマン	(37,780,000)	1,964	1,889	(1,506,537)
(5,000)	カゴメ	(8,425,000)	1,713	1,685	(141,458)
(10,000)	カゴメ	(16,850,000)	1,713	1,685	(282,915)
(12,000)	カゴメ	(20,220,000)	1,713	1,685	(339,498)
(6,000)	カゴメ	(10,110,000)	1,713	1,685	(169,749)

数量	銘柄	想定元本 (日本円)	時価 (日本円)	行使価格 (日本円)	純損益 (日本円)
(6,000)	カゴメ	(10,110,000)	1,713	1,685	(169,749)
(6,000)	カゴメ	(10,110,000)	1,713	1,685	(169,749)
(5,000)	カゴメ	(8,425,000)	1,713	1,685	(141,458)
(5,000)	カゴメ	(8,425,000)	1,713	1,685	(141,458)
(15,000)	カゴメ	(25,275,000)	1,713	1,685	(424,373)
(22,500)	ユーグレナ	(31,477,500)	1,426	1,399	(731,861)
(25,000)	ヒューリック	(40,475,000)	1,802	1,619	(4,582,003)
(30,000)	ヒューリック	(48,570,000)	1,802	1,619	(5,498,403)
(30,000)	ヒューリック	(48,570,000)	1,802	1,619	(5,498,403)
(8,000)	ジェイアイエヌ	(30,560,000)	3,990	3,820	(1,746,407)
(65,000)	ケネディクス	(32,500,000)	521	500	(1,406,734)
(18,000)	花王	(59,310,000)	3,365	3,295	(1,270,262)
(8,500)	エーザイ	(33,447,500)	4,000	3,935	(1,153,287)
(11,500)	エーザイ	(45,252,500)	4,000	3,935	(1,560,329)
(10,000)	エーザイ	(39,350,000)	4,000	3,935	(656,808)
(7,000)	久光製薬	(37,170,000)	5,430	5,310	(845,648)
(13,000)	テルモ	(64,805,000)	5,350	4,985	(5,133,212)

(3,000)	オリエンタルランド	(45,420,000)	15,090	15,140	(37,858)
(10,000)	パーク２４	(18,700,000)	1,934	1,870	(993,235)
(15,000)	パーク２４	(28,320,000)	1,934	1,888	(1,219,303)
(10,000)	パーク２４	(18,880,000)	1,934	1,888	(812,869)
(18,000)	トレンドマイクロ	(65,880,000)	4,010	3,660	(6,311,398)
(5,000)	トレンドマイクロ	(18,300,000)	4,010	3,660	(1,753,166)
(2,000)	トレンドマイクロ	(8,080,000)	4,010	4,040	59,385
(11,000)	資生堂	(18,854,000)	1,752	1,714	(531,262)
(20,000)	資生堂	(34,280,000)	1,752	1,714	(965,931)
(10,000)	資生堂	(17,140,000)	1,752	1,714	(482,966)
(4,000)	資生堂	(6,856,000)	1,752	1,714	(193,186)
(50)	ドクターシーラボ	(16,350,000)	351,500	327,000	(1,253,262)
(70)	ドクターシーラボ	(22,890,000)	351,500	327,000	(1,754,567)
(10)	ドクターシーラボ	(3,270,000)	351,500	327,000	(245,566)
(40)	ドクターシーラボ	(13,080,000)	351,500	327,000	(1,008,423)
(110,000)	日本製鋼所	(59,290,000)	547	539	(1,165,258)
(50,000)	日本製鋼所	(26,950,000)	547	539	(529,663)
(50,000)	日本製鋼所	(26,950,000)	547	539	(404,663)
(25,000)	日立建機	(52,325,000)	2,192	2,093	(3,109,053)

(20,000)	ダイキン工業	(119,000,000)	6,500	5,950	(11,020,589)
(2,000)	ダイキン工業	(11,900,000)	6,500	5,950	(1,102,059)
(50,000)	安川電機	(63,250,000)	1,372	1,265	(5,660,943)
(35,000)	安川電機	(44,275,000)	1,372	1,265	(3,752,660)
(180,000)	ジーエス・ユアサ コーポレーション	(103,500,000)	591	575	(2,897,907)
(40,000)	アンリツ	(47,680,000)	1,217	1,192	(1,408,249)
(28,000)	アンリツ	(33,376,000)	1,217	1,192	(985,775)
(22,000)	アンリツ	(26,224,000)	1,217	1,192	(554,537)
(10,000)	アドバンテスト	(11,830,000)	1,318	1,183	(1,452,047)
(30,000)	アドバンテスト	(35,490,000)	1,318	1,183	(4,356,140)
(35,000)	アドバンテスト	(41,405,000)	1,318	1,183	(5,082,164)
(30,000)	アドバンテスト	(35,490,000)	1,318	1,183	(4,056,140)
(70,000)	いすゞ自動車	(42,700,000)	654	610	(3,507,388)
(40,000)	いすゞ自動車	(24,400,000)	654	610	(2,004,222)
(35,000)	日野自動車	(48,860,000)	1,587	1,396	(7,323,454)
(5,000)	日野自動車	(6,980,000)	1,587	1,396	(1,046,208)
(8,000)	日野自動車	(11,168,000)	1,587	1,396	(1,673,932)
(300)	シマノ	(2,592,000)	9,100	8,640	(139,024)
(6,000)	シマノ	(51,840,000)	9,100	8,640	(2,780,489)

数量	銘柄	想定元本 (日本円)	時価 (日本円)	行使価格 (日本円)	純損益 (日本円)
(10,000)	ゼンショーホールディングス	(10,630,000)	1,111	1,063	(578,375)
(15,000)	ゼンショーホールディングス	(15,945,000)	1,111	1,063	(867,562)
(10,000)	ゼンショーホールディングス	(10,660,000)	1,111	1,066	(531,504)
(7,000)	ゼンショーホールディングス	(7,476,000)	1,111	1,068	(357,974)
(5,000)	ゼンショーホールディングス	(5,460,000)	1,111	1,092	(135,416)
(10,000)	ユナイテッドアローズ	(42,350,000)	4,340	4,235	(1,057,327)
(10,000)	ユナイテッドアローズ	(42,350,000)	4,340	4,235	(1,057,327)
(2,000)	壱番屋	(8,130,000)	4,000	4,065	52,333
(25,000)	オリンパス	(74,750,000)	3,445	2,990	(11,387,933)
(20,000)	ユニ・チャーム	(125,800,000)	6,480	6,290	(3,821,766)
(2,000)	フジ	(3,544,000)	1,757	1,772	13,862
(6,000)	フジ	(10,632,000)	1,757	1,772	46,310
(3,000)	フジ	(5,316,000)	1,757	1,772	21,580
(33,000)	イオンフィナンシャルサービス	(93,324,000)	2,846	2,828	(1,486,993)
(40,000)	松井証券	(42,440,000)	1,176	1,061	(5,807,343)
(20,000)	松井証券	(21,220,000)	1,176	1,061	(2,308,387)
(30,000)	松井証券	(31,830,000)	1,176	1,061	(3,455,507)

(50,000)	ソニーフィナンシャルホールディングス	(89,150,000)	1,824	1,783	(2,065,425)
(10,000)	ソニーフィナンシャルホールディングス	(17,830,000)	1,824	1,783	(413,085)
(65,000)	第一生命保険	(92,625,000)	1,605	1,425	(11,716,026)
(20,000)	第一生命保険	(28,500,000)	1,605	1,425	(3,604,931)
(27,000)	三井不動産	(90,180,000)	3,475	3,340	(3,957,603)
(3,000)	三菱地所	(8,427,000)	2,844	2,809	(124,458)
(15,000)	三菱地所	(42,135,000)	2,844	2,809	(622,290)
(10,000)	三菱地所	(28,090,000)	2,844	2,809	(414,860)
(4,000)	三菱地所	(11,236,000)	2,844	2,809	(165,944)
(6,000)	三菱地所	(16,854,000)	2,844	2,809	(212,916)
(3,000)	三菱地所	(8,427,000)	2,844	2,809	(106,458)
(40,000)	東京建物	(37,080,000)	1,012	927	(3,406,415)
(30,000)	東京建物	(27,810,000)	1,012	927	(2,554,812)
(10,000)	東京建物	(9,270,000)	1,012	927	(851,604)
(20,000)	東京建物	(18,540,000)	1,012	927	(1,703,208)
(2,000)	住友不動産	(9,400,000)	4,855	4,700	(331,626)
(18,000)	住友不動産	(84,600,000)	4,855	4,700	(2,804,637)
(6,000)	京浜急行電鉄	(5,334,000)	859	889	161,077
(20,000)	京浜急行電鉄	(17,780,000)	859	889	532,973

(30,000)	京浜急行電鉄	(26,670,000)	859	889	799,459
(25,000)	京浜急行電鉄	(22,225,000)	859	889	671,155
(19,000)	京浜急行電鉄	(16,891,000)	859	889	510,078
(20,000)	小田急電鉄	(18,740,000)	911	937	436,758
(40,000)	小田急電鉄	(37,480,000)	911	937	873,515
(20,000)	小田急電鉄	(18,740,000)	911	937	436,758
(12,000)	小田急電鉄	(11,244,000)	911	937	262,055
(20,000)	近畿日本鉄道	(7,220,000)	359	361	35,542
(80,000)	近畿日本鉄道	(28,880,000)	359	361	142,168
(80,000)	近畿日本鉄道	(28,880,000)	359	361	148,585
(20,000)	近畿日本鉄道	(7,220,000)	359	361	35,542
(100,000)	近畿日本鉄道	(36,100,000)	359	361	193,754
(60,000)	近畿日本鉄道	(21,660,000)	359	361	116,252
(10,000)	南海電気鉄道	(3,650,000)	366	365	(10,632)
(8,000)	南海電気鉄道	(2,920,000)	366	365	(8,505)
(40,000)	南海電気鉄道	(14,600,000)	366	365	(58,748)
(30,000)	南海電気鉄道	(10,950,000)	366	365	(31,895)
(2,000)	南海電気鉄道	(730,000)	366	365	(2,937)
(7,000)	京阪電気鉄道	(2,772,000)	393	396	1,172



数量	銘柄	想定元本 (日本円)	時価 (日本円)	行使価格 (日本円)	純損益 (日本円)
(10,000)	京阪電気鉄道	(3,960,000)	393	396	1,675
(25,000)	京阪電気鉄道	(9,900,000)	393	396	4,187
(25,000)	京阪電気鉄道	(9,900,000)	393	396	4,187
(10,000)	京阪電気鉄道	(3,960,000)	393	396	1,675
(10,000)	京阪電気鉄道	(3,960,000)	393	396	1,675
(10,000)	京阪電気鉄道	(3,960,000)	393	396	1,675
(10,000)	松竹	(9,430,000)	955	943	(121,632)
(10,000)	松竹	(9,430,000)	955	943	(121,632)
(10,000)	松竹	(9,430,000)	955	943	(140,492)
(5,000)	松竹	(4,715,000)	955	943	(60,816)
(5,000)	松竹	(4,715,000)	955	943	(60,816)
(5,000)	松竹	(4,715,000)	955	943	(60,816)
(60,000)	スクウェア・エニックス・ホールディングス	(106,260,000)	1,754	1,771	401,615
(10,000)	スクウェア・エニックス・ホールディングス	(17,710,000)	1,754	1,771	166,936
(20,000)	コナミ	(49,260,000)	2,663	2,463	(4,348,523)
(20,000)	コナミ	(49,260,000)	2,663	2,463	(4,348,523)
(10,000)	コナミ	(24,630,000)	2,663	2,463	(2,004,260)

(25,000)	ベネッセホールディングス	(93,125,000)	3,940	3,725	(6,578,612)
(800)	ファーストリテイリング	(26,040,000)	38,800	32,550	(5,159,225)
(1,500)	ファーストリテイリング	(48,825,000)	38,800	32,550	(9,608,448)
(400)	ファーストリテイリング	(13,020,000)	38,800	32,550	(2,558,253)
(1,000)	ファーストリテイリング	(35,253,711)	38,800	35,253.711	(3,551,646)
(7,000)	ソフトバンク	(52,570,000)	8,290	7,510	(5,609,096)
(6,000)	ソフトバンク	(45,060,000)	8,290	7,510	(4,807,796)
(3,000)	ソフトバンク	(22,530,000)	8,290	7,510	(2,343,898)
				合計	(255,932,158)
				スワップ合計	(187,682,590)

上記の純損益は、未収／未払利息およびブローカー手数料を含んでいる。

ロング・ポジションおよびショート・ポジションにかかる未実現純損失総額は187,682,590円であり、純資産計算書の「スワップにかかる未実現損失」に反映されている。

## 外国為替先渡契約

\*で示された契約は、シェアクラスのヘッジに特に関連するものである。

2013年11月30日現在、以下の外国為替先渡契約が未決済であった。

アーカス・ジャパン・ロング/ショート・ファンド					
	売り		買い	満期日	未実現損益
(日本円)					
ユーロ	500,000.00	日本円	68,016,169.00	2014年3月3日	(1,465,139)*
日本円	915,583,974.00	米ドル	9,338,175.00	2014年1月31日	38,254,988 *
日本円	462,182,305.00	ユーロ	3,350,000.00	2014年3月3日	3,342,460 *
日本円	3,781,746,349.00	ユーロ	27,189,409.00	2014年3月3日	(3,434,939)*
日本円	22,484,832.00	米ドル	230,000.00	2014年1月31日	1,008,298 *
日本円	311,806,774.00	ユーロ	2,300,000.00	2014年3月3日	7,807,243 *
日本円	26,041,616.00	米ドル	260,000.00	2014年1月31日	515,836 *
					46,028,747

2013年11月30日現在、アーカス・ジャパン・ロング/ショート・ファンドの外国為替先渡契約にかかる未実現純損益は、ファンドの純資産計算書に含まれている。

[前へ](#)

[次へ](#)

## (2) 投資有価証券明細表等

## アーカス・ジャパン・ロング/ショート・ファンド

## 投資有価証券およびその他の純資産明細表

2013年11月30日

(単位: 日本円)

株数	銘柄	通貨	取得原価	有価証券 一単位当り 評価額	時価 (注記参照)	純資産 割合 %
	公認の証券取引所に上場されているまたは他の規制ある市場で取引されている譲渡性のある有価証券および短期金融商品					
	株式					
	日本					
10,000	ADEKA	日本円	6,082,265	1,139.000	11,390,000	0.1
7,000	穴吹興産	日本円	465,302	313.000	2,191,000	0.0
10,000	ベルパーク	日本円	11,669,989	2,779.000	27,790,000	0.3
5,100	建設技術研究所	日本円	2,779,987	900.000	4,590,000	0.1
90,000	DCMホールディングス	日本円	60,260,127	696.000	62,640,000	0.7
360,000	DIC	日本円	51,070,191	317.000	114,120,000	1.4
9,000	東日本旅客鉄道	日本円	72,052,870	8,390.000	75,510,000	0.9
9,000	ファースト住建	日本円	12,416,933	1,471.000	13,239,000	0.2
14,800	エフ・ジェー・ネクスト	日本円	7,070,513	569.000	8,421,200	0.1
10,000	フォスター電機	日本円	17,113,025	2,009.000	20,090,000	0.2
45,000	富士通フロンテック	日本円	36,943,694	973.000	43,785,000	0.5
29,500	芙蓉総合リース	日本円	93,109,298	4,105.000	121,097,500	1.4
42,000	グランディハウス	日本円	15,104,917	353.000	14,826,000	0.2
9,000	ジーテクト	日本円	24,013,485	3,500.000	31,500,000	0.4
10,200	ハマキョウレックス	日本円	21,238,833	2,801.000	28,570,200	0.3
288,000	ほくほくフィナンシャルグループ	日本円	35,855,818	210.000	60,480,000	0.7
65,000	本田技研工業	日本円	248,242,820	4,330.000	281,450,000	3.3
8,000	エイチワン	日本円	7,347,393	926.000	7,408,000	0.1
11,528	飯田グループホールディングス	日本円	8,852,207	2,050.000	23,632,400	0.3
140,000	国際石油開発帝石	日本円	158,125,565	1,188.000	166,320,000	2.0
115,000	ITホールディングス	日本円	140,645,623	1,552.000	178,480,000	2.1
100,000	伊藤忠商事	日本円	121,768,369	1,292.000	129,200,000	1.5
23,000	日本航空	日本円	97,447,308	5,210.000	119,830,000	1.4
130,000	JXホールディングス	日本円	65,362,852	533.000	69,290,000	0.8
700,000	兼松	日本円	65,131,854	159.000	111,300,000	1.3
25,000	片倉工業	日本円	37,283,244	1,225.000	30,625,000	0.4
24,300	京阪神ビルディング	日本円	17,886,562	551.000	13,389,300	0.2
180,000	鬼怒川ゴム工業	日本円	98,163,461	523.000	94,140,000	1.1
47,000	コーナン商事	日本円	53,573,782	1,062.000	49,914,000	0.6
66,000	廣濟堂	日本円	27,072,246	588.000	38,808,000	0.5
27,600	黒田電気	日本円	36,474,258	1,534.000	42,338,400	0.5
4,100	久世	日本円	2,102,193	752.000	3,083,200	0.0
137,000	協和エクシオ	日本円	160,562,680	1,237.000	169,469,000	2.0
4,000	マブチモーター	日本円	12,132,423	6,160.000	24,640,000	0.3
450,000	丸紅	日本円	339,616,742	743.000	334,350,000	4.0
93,000	ミサワホーム	日本円	151,046,828	1,555.000	144,615,000	1.7
70,000	三菱商事	日本円	134,469,861	2,015.000	141,050,000	1.7
480,000	三菱UFJフィナンシャル・グループ	日本円	236,586,004	659.000	316,320,000	3.7
10,000	武蔵野銀行	日本円	30,106,082	3,560.000	35,600,000	0.4
18,900	ナフコ	日本円	23,952,710	1,455.000	27,499,500	0.3
14,000	長瀬産業	日本円	16,929,867	1,226.000	17,164,000	0.2
65,500	ナカノフード・建設	日本円	15,325,162	246.000	16,113,000	0.2
132,000	日本甜菜製糖	日本円	23,075,613	186.000	24,552,000	0.3
110,000	日本製粉	日本円	45,156,655	488.000	53,680,000	0.6
9,000	日本精機	日本円	11,162,264	1,745.000	15,705,000	0.2

株数	銘柄	通貨	取得原価	有価証券 一単位当り 評価額	時価 (注記参照)	純資産 割合 %
14,000	日本電信電話	日本円	58,829,929	5,140.000	71,960,000	0.9
160,000	西松建設	日本円	15,251,606	314.000	50,240,000	0.6
235,000	日産自動車	日本円	196,563,614	936.000	219,960,000	2.6
116,000	日神不動産	日本円	27,722,494	417.000	48,372,000	0.6
11,000	ニトリホールディングス	日本円	77,257,795	9,490.000	104,390,000	1.2
50,000	NTTドコモ	日本円	76,519,478	1,650.000	82,500,000	1.0
20,000	プレサンスコーポレーション	日本円	17,282,358	2,999.000	59,980,000	0.7
16,000	プロトコーポレーション	日本円	20,725,566	1,426.000	22,816,000	0.3
180,000	レンゴー	日本円	90,482,212	551.000	99,180,000	1.2
450,000	りそなホールディングス	日本円	214,446,982	508.000	228,600,000	2.7
290,000	リコー	日本円	326,437,349	1,175.000	340,750,000	4.1
170,000	山九	日本円	55,546,808	387.000	65,790,000	0.8
53,600	サンヨーハウジング名古屋	日本円	47,773,389	1,182.000	63,355,200	0.7
10,000	沢井製薬	日本円	55,689,062	7,070.000	70,700,000	0.8
240,000	SBIホールディングス	日本円	300,009,236	1,418.000	340,320,000	4.1
240,000	積水ハウス	日本円	318,352,652	1,413.000	339,120,000	4.0
90,000	七十七銀行	日本円	38,998,361	506.000	45,540,000	0.5
160,000	品川リフラクトリーズ	日本円	32,630,942	223.000	35,680,000	0.4
31,000	昭和飛行機工場	日本円	56,427,126	1,122.000	34,782,000	0.4
180,000	昭和電工	日本円	21,220,177	159.000	28,620,000	0.3
40,000	シークス	日本円	42,370,038	1,256.000	50,240,000	0.6
56,500	スターツコーポレーション	日本円	18,949,898	1,387.000	78,365,500	0.9
145,000	住友商事	日本円	178,279,441	1,267.000	183,715,000	2.2
110,000	住友ゴム工業	日本円	161,236,989	1,446.000	159,060,000	1.9
55,000	タチエス	日本円	74,045,514	1,511.000	83,105,000	1.0
9,300	高松コンストラクショングループ	日本円	13,415,459	1,743.000	16,209,900	0.2
61,000	T B K	日本円	32,437,208	593.000	36,173,000	0.4
20,000	T O A	日本円	3,022,493	230.000	4,600,000	0.1
14,000	東海理化電機製作所	日本円	28,593,534	2,077.000	29,078,000	0.3
2,000	トーマンエレクトロニクス	日本円	2,077,835	1,174.000	2,348,000	0.0
10,000	東ブレ	日本円	7,950,049	1,447.000	14,470,000	0.2
40,000	トヨタ自動車	日本円	247,985,323	6,380.000	255,200,000	3.0
7,300	トランコム	日本円	8,465,927	3,135.000	22,885,500	0.3
13,800	トライステージ	日本円	13,058,709	1,111.000	15,331,800	0.2
125,000	ツカモトコーポレーション	日本円	23,044,177	159.000	19,875,000	0.2
21,000	U K Cホールディングス	日本円	36,206,376	1,731.000	36,351,000	0.4
10,000	ユニプレス	日本円	17,088,056	1,800.000	18,000,000	0.2
5,000	ユニバーサルエンターテインメント	日本円	8,515,971	1,862.000	9,310,000	0.1
50,000	ユニーグループ・ホールディングス	日本円	33,965,388	671.000	33,550,000	0.4
22,000	ヴィレッジヴァンガードコーポレーション	日本円	27,272,557	1,370.000	30,140,000	0.4
41,600	山田コンサルティンググループ	日本円	16,189,795	1,960.000	81,536,000	1.0
253,000	ヤマダ電機	日本円	91,615,289	357.000	90,321,000	1.1
	日本合計		5,986,803,037		6,942,725,600	82.2
	株式合計		5,986,803,037		6,942,725,600	82.2
	公認の証券取引所に上場されているまたは他の規制ある市場で取引されている譲渡性のある有価証券および短期金融商品合計		5,986,803,037		6,942,725,600	82.2
	その他の譲渡性のある有価証券					
	株式					
	日本					
1,062,000	スルガコーポレーション - 倒産会社	日本円	179,595,990	0.000	0	0.0
	日本合計		179,595,990		0	0.0
	株式合計		179,595,990		0	0.0
	その他の譲渡性のある有価証券合計		179,595,990		0	0.0
	投資有価証券合計		6,166,399,027		6,942,725,600	82.2
	現金 / ( 当座借越 )				1,702,917,895	20.2
	その他の資産および負債				(197,433,590)	(2.4)
	純資産合計				8,448,209,905	100.0

## アーカス・ジャパン・ロング/ショート・ファンド

## 投資有価証券の地域別分類

2013年11月30日

(%)

国	純資産割合 %
日本	82.2
投資有価証券合計	82.2
その他の資産 / (負債)および流動資産	17.8
純資産	100.0

## 投資有価証券の業種別分類

2013年11月30日

(%)

業種	純資産割合 %
持株会社および信販会社	17.9
車両	11.7
各種貿易会社	10.9
建築および建築資材	7.3
銀行およびその他の金融機関	6.0
電子および半導体	4.3
運輸	3.7
小売業	3.6
ゴムおよびタイヤ	3.0
不動産	3.0
データ通信	2.2
化学製品	1.8
電子技術および電子工学	1.4
包装業	1.2
食品および清涼飲料	0.9
グラフィックス業界および出版社	0.8
医薬品および化粧品業界	0.8
事務用品およびコンピューター	0.5
時計および時計製造業	0.4
航空および航空産業	0.4
各種サービス	0.3
建設機械および装置	0.1
投資有価証券合計	82.2
その他の資産/(負債)および流動資産	17.8
純資産合計	100.0

[前へ](#)[次へ](#)

## 4 管理会社の概況

### (1) 資本金の額

管理会社の資本金は、1,000万ユーロ（約14億5,050万円）で、平成25年12月末日現在全額払込済である。なお、1,000ユーロ（約145,050円）の記名式株式10,000株を発行済である。

（注）ユーロの円貨換算は、平成25年12月30日における株式会社三菱東京UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値（1ユーロ＝145.05円）による。

直近5年間の管理会社の資本金の額の増減はない。

### (2) 事業の内容及び営業の状況

定款第3条の規定の通り、管理会社は、譲渡性のある証券を投資対象とする投資信託（「UCITS」）に関する法律、規則および管理規定とその他の投資信託（「UCI」）との調整をはかる2009年7月13日付欧州共同体閣僚理事会通達（2009/65/EC）にしたがって認可されたUCITSの創設、販売、管理および運用を行う。

さらに一般的に、管理会社は、ルクセンブルグ大公国の2010年12月17日の投資信託に関する法律第15章、パート に規定される制限の範囲内で、その目的の達成に、直接または間接的に関係があり、有益かつ必要とみなされるあらゆる活動を行うことができる。

管理会社は、投資運用業務を投資運用会社であるアーカス・インベストメント・リミテッドに委託しており、またファンド資産の保管業務、管理事務、登録・名義書換および支払事務をバンク・プリベ・エドモンド・ド・ロスチャイルド・ヨーロッパに委託している。

現在、管理会社は、以下の投資信託の管理・運用を行っている。平成25年6月末日現在、管理会社は、201本のファンドの管理および運用を行っている。その純資産総額の合計額は、以下の通り、約182億2,321万ユーロである。

国名 (設立国)	種類別 (基本的性格)	ファンド本数	純資産額の合計額 (通貨別)
ルクセンブルグ	契約型投資信託	7	178,616,052.09ユーロ
	会社型投資信託	194	18,044,589,989.51ユーロ

### (3) その他

本書提出前6か月以内において、訴訟事件その他管理会社およびファンドに重要な影響を与えた事実、または与えることが予想される事実はない。

[前へ](#)

[次へ](#)



## 5 管理会社の経理の概況

- a. 管理会社の日本文の中間財務書類は、管理会社によって作成された原文の中間財務書類を翻訳したものである。これは、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」第76条第4項ただし書の規定の適用によるものである。
- b. 管理会社の中間財務書類は、外国監査法人等（公認会計士法（昭和23年法律第103号）第1条の3第7項に規定する外国監査法人等をいう。）の監査を受けていない。
- c. 管理会社の原文の中間財務書類はユーロで表示されている。日本文の財務書類には、主要な金額について円貨換算が併記されている。日本円による金額は、平成25年12月30日現在における株式会社三菱東京UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値（1ユーロ = 145.05円）で換算されている。なお、千円未満の金額は四捨五入されている。

[前へ](#)

[次へ](#)

## (1) 資産及び負債の状況

## RBS (ルクセンブルグ) エス・エイ

## 見積貸借対照表(未監査)

2013年6月30日現在

(ユーロ表示)

資産	2013年		2012年	
	ユーロ	千円	ユーロ	千円
固定資産				
無形資産	15,719.21	2,280	5,133.80	745
有形資産	1,122,346.48	162,796	1,081,711.43	156,902
金融資産	125,000.00	18,131	125,000.00	18,131
	<u>1,263,065.69</u>	<u>183,208</u>	<u>1,211,845.23</u>	<u>175,778</u>
流動資産				
債権				
売掛金				
- 1年未満期限到来	2,460,423.00	356,884	2,164,535.20	313,966
関連会社に対する未収金				
- 1年以内期限到来	3,956.02	574	5,645.91	819
その他の債権				
- 1年以内期限到来	16,176.49	2,346	15,918.88	2,309
銀行預金	9,914,130.84	1,438,045	8,187,270.41	1,187,564
	<u>12,394,686.35</u>	<u>1,797,849</u>	<u>10,373,370.40</u>	<u>1,504,657</u>
前払金および未収収益	324,714.71	47,100	260,297.71	37,756
	<u>13,982,466.75</u>	<u>2,028,157</u>	<u>11,845,513.34</u>	<u>1,718,192</u>

## RBS(ルクセンブルグ)エス・エイ

## 見積貸借対照表(未監査)

2013年6月30日現在

(ユーロ表示)

続き

負債	2013年		2012年	
	ユーロ	千円	ユーロ	千円
資本金および準備金				
引受済資本	10,000,000.00	1,450,500	10,000,000.00	1,450,500
法定準備金	49,639.92	7,200	0.00	0
繰越損益	943,158.43	136,805	(637,523.17)	(92,473)
当期利益/(損失)	721,216.43	104,612	917,531.92	133,088
	<u>11,714,014.78</u>	<u>1,699,118</u>	<u>10,280,008.75</u>	<u>1,491,115</u>
負債および費用に対する引当金	178,300.10	25,862	424,193.19	61,529
債務				
買掛金				
- 1年以内期限到来	535,764.62	77,713	227,827.19	33,046
関連会社に対する未払金				
- 1年以内期限到来	28,899.48	4,192	51,780.25	7,511
税金および社会保障費に対する債務	1,391,426.43	201,826	788,127.94	114,318
その他の債務				
- 1年以内期限到来	51,461.34	7,464	71,576.02	10,382
- 1年超期限到来	82,600.00	11,981	2,000.00	290
	<u>13,982,466.75</u>	<u>2,028,157</u>	<u>11,845,513.34</u>	<u>1,718,192</u>

## (2) 損益の状況

## RBS (ルクセンブルグ) エス・エイ

## 見積損益計算書 (未監査)

2013年6月30日に終了した期間

(ユーロ表示)

費用	2013年 (6ヶ月間)		2012年 (6ヶ月間)	
	ユーロ	千円	ユーロ	千円
人件費				
賃金および給料	1,888,158.37	273,877	1,600,091.24	232,093
社会保障費	213,488.27	30,966	205,782.45	29,849
補完的年金	96,188.29	13,952	61,872.71	8,975
その他の営業費用	1,889,711.13	274,103	1,871,503.27	271,462
有形固定資産および無形固定資産に関する 評価調整	95,764.72	13,891	69,795.54	10,124
未払利息および類似費用	10,482.92	1,521	12,900.29	1,871
未払手数料	3,405.79	494	12,149.19	1,762
損益に係る税金	326,800.47	47,402	101,110.55	14,666
その他の税金	27,300.00	3,960	23,100.00	3,351
当期利益	721,216.43	104,612	917,531.92	133,088
	<u>5,272,516.39</u>	<u>764,779</u>	<u>4,875,837.16</u>	<u>707,240</u>
収益				
未収手数料	5,264,679.74	763,642	4,856,620.24	704,453
その他の未収利息および類似収益	7,836.65	1,137	19,216.92	2,787
当期損失	0.00	0	0.00	0
	<u>5,272,516.39</u>	<u>764,779</u>	<u>4,875,837.16</u>	<u>707,240</u>

[前へ](#)[次へ](#)

## ・その他の訂正

(注) \_\_\_\_\_ の部分は訂正箇所を示します。

## 表紙

## &lt; 訂正前 &gt;

代理人の氏名又は名称 弁護士 (前 略)  
一 木 剛太郎

事務連絡者氏名 弁護士 (中 略)  
一 木 剛太郎

(後 略)

## &lt; 訂正後 &gt;

代理人の氏名又は名称 弁護士 (前 略)  
一 木 剛太郎  
弁護士 竹野 康造

事務連絡者氏名 弁護士 (中 略)  
一 木 剛太郎  
弁護士 竹野 康造  
弁護士 岡田 綾子

(後 略)

## 第二部 ファンド情報

## 第1 ファンドの状況

## 1 ファンドの性格

## (2) ファンドの沿革

## &lt; 訂正前 &gt;

(前 略)

平成25年1月16日 ファンドの改訂約款締結(平成25年1月31日効力発生)

## &lt; 訂正後 &gt;

(前 略)

平成25年1月16日 ファンドの改訂約款締結(平成25年1月31日効力発生)

平成26年2月19日 ファンドの改訂約款締結(平成26年2月28日効力発生)

## (3) ファンドの仕組み

管理会社とファンドの関係法人の名称、ファンドの運営上の役割および契約等の概要

< 訂正前 >

名称	ファンド運営上の役割	契約等の概要
RBS (ルクセンブルグ) エス・エイ (RBS (Luxembourg) S.A.)	管理会社	平成25年1月16日付(平成25年1月31日 効力発生)で保管受託銀行との間でファ ンド約款を締結。ファンドの資産の運 用管理、ファンド証券の発行、買戻し 等について規定している。

( 後 略 )

< 訂正後 >

名称	ファンド運営上の役割	契約等の概要
RBS (ルクセンブルグ) エス・エイ (RBS (Luxembourg) S.A.)	管理会社	平成26年2月19日付(平成26年2月28日 効力発生)で保管受託銀行との間でファ ンド約款を締結。ファンドの資産の運 用管理、ファンド証券の発行、買戻し 等について規定している。

( 後 略 )

## (3) ファンドの仕組み

## 管理会社の概要

## ( ) 資本金の額

## &lt; 訂正前 &gt;

管理会社の資本金は1,000万ユーロ(約13億1,870万円)で、平成25年9月末日現在全額払込済である。

なお、1株1,000ユーロ(約131,870円)の記名株式10,000株を発行済である。

(注) ユーロの円貨換算は、平成25年9月30日における株式会社三菱東京UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値(1ユーロ = 131.87円)による。以下、ユーロの円金額表示は、別段の記載のない限り、すべてこれによる。

## &lt; 訂正後 &gt;

管理会社の資本金は1,000万ユーロ(約14億5,050万円)で、平成25年12月末日現在全額払込済である。

なお、1株1,000ユーロ(約145,050円)の記名株式10,000株を発行済である。

(注) ユーロの円貨換算は、平成25年12月30日における株式会社三菱東京UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値(1ユーロ = 145.05円)による。以下、ユーロの円金額表示は、別段の記載のない限り、すべてこれによる。

## 2 投資方針

## (2) 投資対象

## &lt; 訂正前 &gt;

(前 略)

スワップ取引

(中 略)

ファンドは、こうした取引に専門性をもつ一流の金融機関とのみスワップ取引を行う。

各証券への投資割合および投資金額は、投資制限を条件として株式投資の状況に応じて決定される。

(後 略)

## &lt; 訂正後 &gt;

(前 略)

スワップ取引

(中 略)

管理会社は、ファンドに代わってこうした取引に専門性をもち、健全性に関する監督に服している一流の金融機関とのみスワップ取引を行う。トータル・リターン・スワップ取引または同様の性質を有する金融デリバティブ商品の取引相手方の詳細および裏付けとなるスワップ・ポジションの詳細は、ファンドの年次報告書に開示される。取引相手方は、ファンドの組入証券または金融デリバティブ取引裏付資産の構成に裁量権を有さず、取引相手方リスクは、後記「投資制限」1.(c)(i)に規定される投資制限に基づき制限される。

各証券への投資割合および投資金額は、投資制限を条件として株式投資の状況に応じて決定される。

（後 略）

(5) 投資制限

<訂正前>

（前 略）

1. 適格資産への投資

（中 略）

(C)(i) 管理会社は、ファンドのために、純資産額の10%を限度として、同一の法主体が発行した譲渡性のある証券または短期金融商品に投資することができる。

管理会社は、ファンドのために、その純資産額の20%を超えて同一の法主体に預託される預金に投資してはならない。OTCデリバティブ取引のファンドの取引相手方に対するリスク・エクスポージャーについて、当該取引相手方が上記(A)(1)e)に記載される信用機関である場合はその純資産の10%を超えてはならず、他の場合にはその純資産の5%を超えてはならない。

（中 略）

( ) ファンドがリスク分散の原則に従い、加盟国、加盟国の地方機関によって、またはOECD加盟国である適格国によって、または一か国以上の加盟国が加入している公的国際機関によって発行または保証されている譲渡性のある証券および短期金融商品に投資した場合、ファンドは、その純資産額の100%をかかると譲渡性のある証券および短期金融商品に投資することができる。ただし、ファンドは、少なくとも6銘柄の証券を保有しなければならず、かつ、いずれの1銘柄もファンドの純資産額の30%を超えてはならないものとする。

リスク分散の原則を適正に考慮することを条件として、ファンドは、(C)に規定する制限を、認可されて設定された日から6か月間は、遵守する必要がない。

（中 略）

(E)(i) 管理会社は、ファンドのために、(A) d)に記載されるUCITSおよび/またはその他のUCIの受益証券を取得することができる。ただし、各UCITSまたはその他のUCIの受益証券に投資されるファンドの純資産額は20%までとする。

投資制限を適用する目的において、複数のコンパートメントを有するUCIの各コンパートメントは、別個の発行体とみなされる。ただし、様々なコンパートメントの義務分離の原則が第三者に対し確約されていることを条件とする。

( ) UCITS以外のUCIの受益証券への投資総額は、ファンドの純資産額の30%を超えてはならない。

( ) 管理会社が、ファンドのために、共通の運用もしくは管理によってまたは実質的に直接的もしくは間接的な保有によって、ファンドと関連するその他のUCITSおよび/またはその他のUCI、または投資運用会社に関連する管理会社によって管理されるその他のUCITSおよび/またはその他のUCIの受益証券に投資する場合、ファンドに対して、かかるその他のUCITSおよび/またはUCIの受益証券への投資について、申込手数料または償還手数料を請求することができない。



上記に記載されるファンドに関連したUCITSおよびその他のUCIへのファンドによる投資に関して、ファンドおよび当該各UCITSまたはその他のUCIに対して請求される管理報酬(成果報酬(ある場合)を除く。)の総額は、関連する運用純資産の2%を超えないものとする。ファンドは、その年次報告書において、ファンドならびにファンドが関連する期間中に投資を行ったUCITSおよびその他のUCIの両方に対して請求された管理報酬の総額を示す予定である。

( )管理会社は、ファンドのために、同一のUCITSおよび/またはその他のUCIの受益証券の25%を超えない範囲でこれを取得することができる。かかる制限は、取得時において発行済受益証券の総額が計算できない場合は、遵守する必要はない。複数のサブ・ファンドを有するUCITSまたはその他のUCIの場合、かかる制限は、当該UCITS/UCIによって発行された全ての受益証券、その全てのサブ・ファンドを合算したものを基準として適用される。

( )ファンドが投資するUCITSまたはその他のUCIによって保有された原資産は、上記1.(C)に規定される投資制限のために考慮する必要はない。

( )管理会社が決定した場合を除き、ファンドは、その純資産の10%を超えてUCITSまたはその他のUCIの受益証券に投資しない。

(中 略)

#### 4. 特別な投資技法および手段

2010年法またはその継承法ならびに現行または将来の関連するルクセンブルグの法令、もしくは施行規則、通達および金融監督委員会の見解、とりわけ、(i)2002年法<sup>1</sup>の一定の定義に関する2008年2月8日付大公国規則第11条の規定、および(ii)集団投資を目的とした事業が譲渡性のある証券および短期金融商品に関する一定の技法および手段を使用する場合に、かかる事業に適用されるルールに関する金融監督委員会通達08/356の規定(随時行われるかかる規制等の改正を含む。)によって許容され、かつ規定される制限の範囲を限度として、管理会社は、ファンドのために、追加の資本金もしくは収益を発生させるために、またはコストもしくはリスクを軽減するために、証券貸付取引を行い、かつ、買主または売主のいずれかとして、任意的な買戻取引および非任意的な買戻取引を行うことができる。

場合により、かかる取引に関連してファンドによって受領された担保金は、ファンドの投資目的に一致した形態で以下に掲げるものに再投資される。(a)日々の純資産価額を計算し、AAAまたはそれに相当する格付けを付された、集団投資を目的としたマネー・マーケット事業によって発行された株式または受益証券、(b)短期銀行預金、(c)上記大公国規則に定義された短期金融商品、(d)EU加盟国、スイス、カナダ、日本、米国もしくはその地方機関またはEUの超国家的機関もしくは超国家的事業でEU、地方全体もしくは世界規模の事業によって、発行または保証された短期債、(e)適切な流動性を提供する一流の発行体によって発行または保証された債権、および(f)上記金融監督委員会通達のI.C. a)に記載された規定に基づく売戻契約取引。また、ファンドは、受領された担保金を他の種類の資産に再投資する権限を有し、当該権限は規則によって随時付与される。かかる再投資は、特にレバレッジ効果を発生させる場合には、ファンドの包括エクスポージャーを計算する際に考慮に入れられる。

## 5. その他

(後 略)

&lt;訂正後&gt;

(前 略)

## 1. 適格資産への投資

(中 略)

(C)(i) 管理会社は、ファンドのために、純資産額の10%を限度として、同一の法主体が発行した譲渡性のある証券または短期金融商品に投資することができる。

管理会社は、ファンドのために、その純資産額の20%を超えて同一の法主体に預託される預金に投資してはならない。OTCデリバティブ取引のファンドの取引相手方に対するリスク・エクスポージャーについて、当該取引相手方が上記(A)(1)e)に記載される信用機関である場合はその純資産の10%を超えてはならず、他の場合にはその純資産の5%を超えてはならない。

(中 略)

( ) ファンドがリスク分散の原則に従い、加盟国、加盟国の地方機関によって、OECD加盟国である適格国によって、G20加盟国によって、または一か国以上の加盟国が加入している公的国際機関によって発行または保証されている譲渡性のある証券および短期金融商品に投資した場合、ファンドは、その純資産額の100%をかかると譲渡性のある証券および短期金融商品に投資することができる。ただし、ファンドは、少なくとも6銘柄の証券を保有しなければならず、かつ、いずれの1銘柄もファンドの純資産額の30%を超えてはならないものとする。

リスク分散の原則を適正に考慮することを条件として、ファンドは、(C)に規定する制限を、認可されて設定された日から6か月間は、遵守する必要がない。

(中 略)

(E)(i) 管理会社は、ファンドのために、(A) d)に記載されるUCITSおよび/またはその他のUCIの受益証券を取得することができる。ただし、UCITSおよびその他のUCIsの受益証券に投資されるファンドの純資産額は10%までとする。

( ) 管理会社が、ファンドのために、共通の運用もしくは管理によってまたは実質的に直接的もしくは間接的な保有によって、ファンドと関連するその他のUCITSおよび/またはその他のUCI、または投資運用会社に関連する管理会社によって管理されるその他のUCITSおよび/またはその他のUCIの受益証券に投資する場合、ファンドに対して、かかるその他のUCITSおよび/またはUCIの受益証券への投資について、申込手数料または償還手数料を請求することができない。

上記に記載されるファンドに関連したUCITSおよびその他のUCIへのファンドによる投資に関して、ファンドおよび当該各UCITSまたはその他のUCIに対して請求される管理報酬(成果報酬(ある場合)を除く。)の総額は、関連する運用純資産の2%を超えないものとする。ファンドは、その年次報告書において、ファンドならびにファンドが関連する期間中に投資を行ったUCITSおよびその他のUCIの両方に対して請求された管理報酬の総額を示す予定である。

( ) 管理会社は、ファンドのために、同一のUCITSおよび/またはその他のUCIの受益証券の25%を超えない範囲でこれを取得することができる。かかる制限は、取得時において発行済受益証券の総額が計算できない場合は、遵守する必要はない。複数のサブ・ファンドを有するUCITSまたはその他のUCIの場合、かかる制限は、当該UCITS/UCIによって発行された全ての受益証券、その全てのサブ・ファンドを合算したものを基準として適用される。

( ) ファンドが投資するUCITSまたはその他のUCIによって保有された原資産は、上記1.(C)に規定される投資制限のために考慮する必要はない。

( 中 略 )

#### 4. 特別な投資技法および手段

##### 許容される取引

2010年法ならびに現行または将来の関連するルクセンブルグの法令、もしくは施行規則、通達および金融監督委員会の見解、とりわけ、(i)2002年法<sup>1</sup>の一定の定義に関する2008年2月8日付大公国規則第11条の規定、(ii)集団投資を目的とした事業が譲渡性のある証券および短期金融商品に関する一定の技法および手段を使用する場合に、かかる事業に適用されるルールに関する金融監督委員会通達08/356の規定、ならびに(iii)欧州証券市場監督局(以下「ESMA」という。)のETFおよびその他のUCITS銘柄についてのガイドライン(ESMA/2012/832/EL)に関する金融監督委員会通達13/559およびそれらに関連する金融監督委員会通達(随時行われるかかる規制等の改正を含む。)によって許容され、かつ規定される制限の範囲を限度として、管理会社は、ファンドのために、追加の資本金もしくは収益を発生させるために、またはコストもしくはリスクを軽減するために、証券貸付取引を行い、かつ、買主または売主のいずれかとして、任意的な買戻取引および非任意的な買戻取引(総称して「EPM(企業パフォーマンス管理)取引」という。)を行うことができる。

管理会社は、現在、ファンドのためにEPM取引を締結することを意図していない。しかしながら、管理会社が将来ファンドのためにEPM取引を利用することを意図する場合、当該事項について十分な情報を開示するため、ESMAのETFおよびその他のUCITS銘柄に関するガイドラインおよびそれらに関連する金融監督委員会通達に準拠し、英文目論見書は更新される。適用される範囲において、適用法令およびファンドの英文目論見書の詳細な記載にしたがい、当該取引の取引相手方から担保として資産を受領することができる。

## 担保物件管理

EPM取引および通貨先物以外の店頭デリバティブ取引の取引相手方から受領する資産は、担保を構成する。

証券貸付運用の過程において、ファンドは、リスク・エクスポージャーを軽減するため、もしあれば、適切な担保を受領するものとする。かかる担保は、取引期間中随時、貸付証券の総額の少なくとも90%に相当する額でなければならない。

担保は、適用ある規定基準、とりわけETFおよびその他のUCITS銘柄についてのESMAガイドラインに関する金融監督委員会通達13/559を遵守するものとする。

かかる担保は、(i)流動性のある資産、(ii)OECD加盟国もしくはその地方公共機関または、地方もしくは世界的なEU内の国際機関および事業体により発行または保証される債券、(iii)日々純資産価額を計算し、かつAAAまたはそれと同等に格付されるマネー・マーケット・ファンドにより発行される株式または受益証券、(iv)十分な流動性を提供する一流の発行体が発行または保証する株式または受益証券、(v)規制された市場またはOECD加盟国の証券取引所において認可または取引されている株式（ただし主要指数に含まれているものとする。）に投資するUCITSにより発行された株式または受益証券、または(vi)(v)に記載される特色を有する債券および株式で付与されなければならない。

担保は、日々評価されなければならない。担保は、金融監督委員会通達13/559の制限および条件の範囲で再投資することができる。

担保は、流動性、評価、発行体の信用度、相関関係および担保の分散を含む適用ある規制基準に合致している場合、取引相手方のエクスポージャー全体に対し相殺することができる。

かかるいずれかの取引に関してファンドが受領した現金以外の担保について、売却、再投資または質権の設定を行ってはならない。担保の相殺において、担保価額は、エクスポージャー額および担保額の短期変動を規定する一定の料率（「ヘアカット」）まで減額される。

ヘアカットの水準は、受領した担保の種類（株式または債券）、発行体の種類（政府または法人）、取引とその受領した担保との相関関係、エクスポージャー額および担保額の短期変動などを含むがそれらに限定されないさまざまな要素により変動する。担保水準は、取引相手方の純エクスポージャーが投資制限1.(C)(i)に記載される制限内となるよう維持されるべきである。

これらの取引に関してファンドが受領した非現金担保の売却、再投資および質入れは認められない。

場合により、EPM取引に関連してファンドによって受領された担保金は、ファンドの投資目的に一致した形態で以下に掲げるものに再投資される。(a)加盟国内に登記上の事務所を有する金融機関または第三国に所在する金融機関（ただし第三国に所在する金融機関は、欧州連合の法律に定められたものと同等と金融監督委員会通達によりみなされたプルーデンスル規制に従わなくてはならない。）の預入金、(b)良質の政府債、(c)売戻契約取引（ただし、健全性に関する監督を遵守し、管理会社が発生主義での現金全額をいつでも回収可能な金融機関との取引）の目的での使用、(d)欧州マネー・マーケット・ファンドの共通定義についてのガイドラインに定義される短期マネー・マーケット投資信託。再投資された現金担保は、現金以外の担保に適用される様々な要件にしたがって、分散されるべきである。

## 5. その他

（後 略）

### 3 投資リスク

#### リスク要因

##### <訂正前>

(前 略)

##### - スワップの相手方の破産のリスク

スワップ契約に関連する証拠金は、ブローカーにより保有される。スワップ契約の構造上、相手方の破産に伴う損失を保護する規定はあるものの、これが有効に働かないこともあり得る。しかし、このリスクは、評価の高いスワップの相手方のみを選ぶことにより軽減される。

##### - 取引所で取引される証券やスワップの潜在的流動性

(中 略)

##### - 特別な投資技法および手段による取引に伴う一定のリスク

一般

(後 略)

##### <訂正後>

(前 略)

##### - スワップの相手方の破産のリスク

スワップ契約に関連する証拠金は、ブローカーにより保有される。スワップ契約の構造上、相手方の破産に伴う損失を保護する規定はあるものの、これが有効に働かないこともあり得る。しかし、このリスクは、評価の高いスワップの相手方のみを選ぶことにより軽減される。

##### - 取引相手方の債務リスクおよび投資家への収益への影響

トータル・リターン・スワップを含む店頭取引を締結する場合、直接の取引相手方が取引上の債務を遂行しないリスクおよびその結果損失を被るリスクがある。ファンドは、信用力がある取引相手方とのみ取引を締結することができる。取引相手方信用リスクの軽減に努めるが、取引相手方が債務不履行とならず、ファンドがその結果損失を被らないという保証はない。

##### - 取引所で取引される証券やスワップの潜在的流動性

(中 略)

##### - EPM取引に伴う一定のリスク

一般

(後 略)

#### 4 手数料等及び税金

##### (6) 課税上の取扱い

###### (a) 日本

以下の内容に更新されます。

ファンドの受益証券の募集は、金融商品取引法第2条第3項1号の「有価証券の募集」に該当する。  
本書の日付現在、日本の受益者に対する課税については、以下のような取扱いとなる。

ファンドが税法上公募外国公社債投資信託である場合

- (1) 国内における支払の取扱者を通じて支払いを受ける場合、ファンドの分配金は、公募国内公社債投資信託の普通分配金と同じ取扱いとなる。
- (2) 国内における支払の取扱者を通じて支払いを受ける場合、日本の個人受益者が支払いを受けるファンドの分配金(表示通貨ベースの償還金額と元本相当額との差益を含む。)については、源泉分離課税となり、20.315%(所得税(復興特別所得税を含む。以下同じ。)15.315%、住民税5%)の税率による源泉徴収が日本国内で行われ、課税関係は終了するが、この場合、支払調書は提出されない。
- (3) 日本の法人受益者が支払いを受けるファンドの分配金(表示通貨ベースの償還金額と元本相当額との差益を含む。)については、国内における支払の取扱者を通じて支払いを受ける場合、20.315%(所得税15.315%、住民税5%)の税率による源泉徴収が日本国内で行われ(一定の公共法人等(所得税法別表第一に掲げる内国法人をいう。以下同じ。)または金融機関等を除く。)、一定の場合、支払調書が税務署長に提出される。なお、益金不算入の適用は認められない。
- (4) 受益証券の売買および買戻しに基づく損益は、公募国内公社債投資信託の売買損益と同様に取り扱われ、個人の受益者の売買益については課税されない。

<平成28年1月1日以後の課税上の取扱いについての注記>

平成28年1月1日以後、公募外国公社債投資信託については、以下のような課税上の取扱いとなる。

- (1) 受益証券は、特定口座を取り扱う金融商品取引業者の特定口座において取り扱うことができる。
- (2) 国内における支払の取扱者を通じて支払いを受ける場合、ファンドの分配金は、公募国内公社債投資信託の普通分配金と同じ取扱いとなる。
- (3) 国内における支払の取扱者を通じて支払いを受ける場合、日本の個人受益者が支払いを受けるファンドの分配金については、平成28年1月1日以後は20.315%(所得税15.315%、住民税5%)、平成50年1月1日以後は20%(所得税15%、住民税5%)の税率による源泉徴収が日本国内で行われる。  
日本の個人受益者は、申告分離課税が適用されるので原則として確定申告をすることになるが、確定申告不要を選択することにより、源泉徴収された税額のみで課税関係を終了させることもできる。  
確定申告不要を選択しない場合、一定の上場株式等(平成28年1月1日施行の改正租税特別措置法に定める上場株式等をいう。Iにおいて、以下同じ。)の譲渡損失(繰越損失を含む。)との損益通算が可能である。
- (4) 日本の法人受益者が支払いを受けるファンドの分配金(表示通貨ベースの償還金額と元本相当額との差益を含む。)については、国内における支払の取扱者を通じて支払いを受ける場合、所得税のみ15.315%の税率による源泉徴収が日本国内で行われ(一定の公共法人等または金融機関等を除く。)、一定の場合、支払調書が税務署長に提出される(平成50年1月1日以後は15%の税率となる。)。なお、益金不算入の適用は認められない。

- (5) 日本の個人受益者が、受益証券を買戻請求等により譲渡した場合(他のクラスの受益証券に転換した場合を含む。)は、上場株式等に係る譲渡益課税の対象とされ、受益証券の譲渡損益(譲渡価額から取得価額等を控除した金額(邦貨換算額)をいう。以下同じ。)に対して、源泉徴収選択口座において、平成28年1月1日以後は20.315%(所得税15.315%、住民税5%)、平成50年1月1日以後は20%(所得税15%、住民税5%)の税率による源泉徴収が日本国内で行われる。受益証券の譲渡損益は申告分離課税の対象となり、税率は源泉徴収税率と同一であるが、確定申告不要を選択した場合は源泉徴収された税額のみで課税関係は終了する。譲渡損益は、一定の他の上場株式等の譲渡損益および一定の上場株式等の配当所得等との損益通算が可能である。確定申告を行う場合、一定の譲渡損失の翌年以降3年間の繰越も可能である。
- (6) 日本の個人受益者の場合、ファンドの償還についても譲渡があったものとみなされ、(5)と同様の取扱いとなる。
- (7) 日本の個人受益者についての分配金ならびに譲渡および買戻しの対価については、一定の場合、支払調書が税務署長に提出される。
- (注) 日本の受益者は、個人であるか法人であるかにかかわらず、ルクセンブルグに住所または登記上の営業所もしくは恒久的施設を有しない場合、受益証券への投資に対しルクセンブルグ税務当局により課税されることは一切ない。

#### ファンドが税法上公募外国株式投資信託である場合

- (1) 受益証券は、特定口座を取り扱う金融商品取引業者の特定口座において取り扱うことができる。
- (2) 国内における支払の取扱者を通じて支払いを受ける場合、ファンドの分配金は、公募国内株式投資信託の普通分配金と同じ取扱いとなる。
- (3) 国内における支払の取扱者を通じて支払いを受ける場合、日本の個人受益者が支払いを受けるファンドの分配金については、20.315%(所得税15.315%、住民税5%。平成50年1月1日以後は20%(所得税15%、住民税5%)の税率となる。)の税率による源泉徴収が行われる。
- 日本の個人受益者は、総合課税または申告分離課税のいずれかを選択して確定申告をすることもできるが、確定申告不要を選択することにより、源泉徴収された税額のみで課税関係を終了させることもできる。
- 申告分離課税を選択した場合、一定の上場株式等(租税特別措置法に定める上場株式等をいう。において、以下同じ。)の譲渡損失(繰越損失を含む。)との損益通算が可能である。
- (4) 日本の法人受益者が支払いを受けるファンドの分配金(表示通貨ベースの償還金額と元本相当額との差益を含む。)については、国内における支払の取扱者を通じて支払いを受ける場合、所得税のみ15.315%の税率による源泉徴収が日本国内で行われ(一定の公共法人等を除く。)、一定の場合、支払調書が税務署長に提出される(平成50年1月1日以後は15%の税率となる。)。なお、益金不算入の適用は認められない。
- (5) 日本の個人受益者が、受益証券を買戻請求等により譲渡した場合(他のクラスの受益証券に転換した場合を含む。)は、上場株式等に係る譲渡益課税の対象とされ、受益証券の譲渡損益に対して、源泉徴収選択口座において、20.315%(所得税15.315%、住民税5%。平成50年1月1日以後は20%(所得税15%、住民税5%)の税率となる。)の税率による源泉徴収が行われる。受益証券の譲渡損益は申告分離課税の対象となり、税率は源泉徴収税率と同一であるが、確定申告不要を選択した場合は源泉徴収された税額のみで課税関係は終了する。

譲渡損益は、一定の他の株式等の譲渡損益(上場株式等以外との損益通算については、受益証券の譲渡損益につき確定申告を行った場合に限る。)および一定の上場株式等の配当所得(申告分離課税を選択した場合または源泉徴収選択口座へ受け入れたファンドの分配金に限る。)との損益通算が可能である(注：平成28年1月1日以後は、一定の他の上場株式等(平成28年1月1日施行の改正租税特別措置法に定める上場株式等をいう。以下、カッコ内において同じ。)の譲渡損益および一定の上場株式等の配当所得等との損益通算が可能である。)。確定申告を行う場合、一定の譲渡損失の翌年以降3年間の繰越も可能である。

- (6) 日本の個人受益者の場合、ファンドの償還についても譲渡があったものとみなされ、(5)と同様の取扱いとなる。
- (7) 日本の個人受益者についての分配金ならびに譲渡および買戻しの対価については、一定の場合、支払調書が税務署長に提出される。

(注) 日本の受益者は、個人であるか法人であるかにかかわらず、ルクセンブルグに住所または登記上の営業所もしくは恒久的施設を有しない場合、受益証券への投資に対しルクセンブルグ税務当局により課税されることは一切ない。

本書の日付現在では、ファンドは、税法上、公募外国株式投資信託として取り扱われる。ただし、将来における税務当局の判断によりこれと異なる取扱いがなされる可能性もある。

税制等の変更により上記 ないし に記載されている取扱いは変更されることがある。

税金の取扱いの詳細については、税務専門家等に確認することを推奨する。



## 5 運用状況

### (2) 投資資産

以下の内容に更新されます。

## 投資有価証券の主要銘柄

## 投資有価証券の主要銘柄(上位30銘柄)

(平成25年12月末日現在)

順位	銘柄	国名	業種	株数(株)	日本円				投資比率 (%)
					取得価額		時価		
					単価	金額	単価	金額	
1	SBIホールディングス	日本	金融持株会社	240,000	1,250	300,009,236	1,590	381,600,000	3.97
2	リコー	日本	電子機器・半導体	330,000	1,129	372,459,529	1,118	368,940,000	3.83
3	積水ハウス	日本	建設	240,000	1,326	318,352,652	1,470	352,800,000	3.67
4	丸紅	日本	商社	450,000	755	339,616,742	756	340,200,000	3.54
5	三菱UFJフィナンシャルグループ	日本	銀行・金融機関	480,000	493	236,586,004	694	333,120,000	3.46
6	りそなホールディングス	日本	金融持株会社	620,000	487	301,763,150	536	332,320,000	3.45
7	日産自動車	日本	輸送用機器	345,000	857	295,646,607	884	304,980,000	3.17
8	住友商事	日本	商社	215,000	1,238	266,262,370	1,321	284,015,000	2.95
9	トヨタ自動車	日本	輸送用機器	40,000	6,200	247,985,323	6,420	256,800,000	2.67
10	ホンダ	日本	輸送用機器	55,000	3,819	210,051,617	4,330	238,150,000	2.48
11	ITホールディングス	日本	IT持株会社	115,000	1,223	140,645,623	1,659	190,785,000	1.98
12	協和エクシオ	日本	建設	137,000	1,172	160,562,680	1,390	190,430,000	1.98
13	国際石油開発帝石	日本	石油・ガス	140,000	1,129	158,125,565	1,348	188,720,000	1.96
14	ミサワホーム	日本	建設	103,000	1,618	166,652,390	1,617	166,551,000	1.73
15	住友ゴム工業	日本	ゴム・タイヤ	110,000	1,466	161,236,989	1,494	164,340,000	1.71
16	三菱商事	日本	商社	70,000	1,921	134,469,861	2,017	141,190,000	1.47
17	日本電信電話	日本	通信	23,000	4,574	105,203,468	5,660	130,180,000	1.35
18	伊藤忠商事	日本	商社	100,000	1,218	121,768,369	1,299	129,900,000	1.35
19	芙蓉総合リース	日本	銀行・金融機関	29,500	3,156	93,109,298	4,115	121,392,500	1.26
20	兼松	日本	商社	700,000	93	65,131,854	173	121,100,000	1.26
21	日本航空	日本	運輸	23,000	4,237	97,447,308	5,190	119,370,000	1.24
22	レンゴー	日本	包装工業	180,000	503	90,482,212	633	113,940,000	1.18
23	ニトリホールディングス	日本	小売	11,000	7,023	77,257,795	9,970	109,670,000	1.14
24	山田コンサルティンググループ	日本	金融・投資サービス	41,600	389	16,189,795	2,296	95,513,600	0.99
25	鬼怒川ゴム工業	日本	ゴム・タイヤ	180,000	545	98,163,461	522	93,960,000	0.98
26	ヤマダ電機	日本	小売	253,000	362	91,615,289	344	87,032,000	0.90
27	NTTドコモ	日本	通信	50,000	1,530	76,519,478	1,725	86,250,000	0.90
28	スターツコーポレーション	日本	金融・投資サービス	56,500	335	18,949,898	1,509	85,258,500	0.89
29	日本製粉	日本	食品・飲料	160,000	434	69,484,017	518	82,880,000	0.86
30	タチエス	日本	輸送用機器	55,000	1,346	74,045,514	1,455	80,025,000	0.83

投資不動産物件

該当事項なし(平成25年12月末日現在)。

その他投資資産の主要なもの

該当事項なし(平成25年12月末日現在)。

### (3) 運用実績

<訂正前>

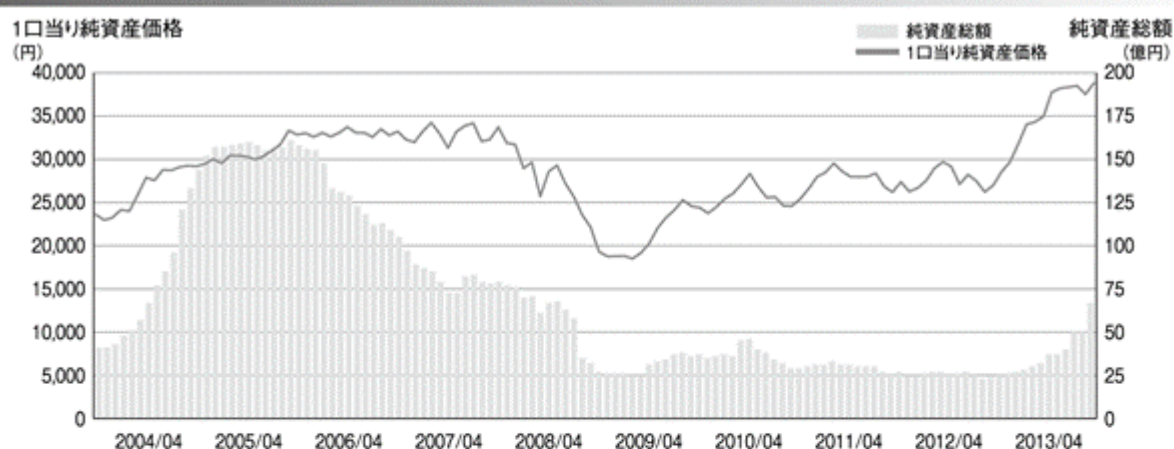
(前 略)

<参考情報>

運用実績(2013年9月末日現在)

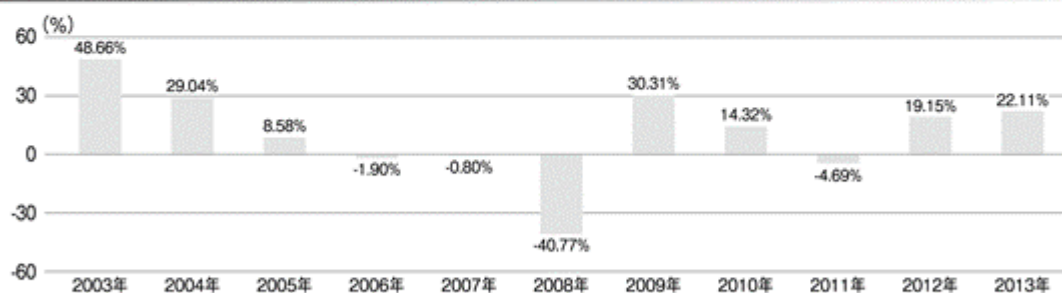
### 純資産総額および1口当りの純資産価格の推移

(2003年10月1日から2013年9月末日まで)



(注) 純資産総額は、アークス・ジャパン・ロング/ショート・ファンドの全てのクラスの純資産額の総額である。

### 年間収益率の推移



(注1) 収益率 (%) =  $100 \times (a - b) / b$

a = 上記各暦年末の受益証券の1口当り純資産価格

b = 当該各暦年の直前の各暦年末の受益証券の1口当り純資産価格

(注2) 2013年については年初から9月末日までの騰落率となる。

※なお、ファンドは、運用開始後2013年9月末日まで、分配の実績はない。

※ファンドにはベンチマークは設定されていない。

### 運用実績の記載に係る注記事項

ファンドの運用実績はあくまで過去の実績であり、将来の運用成果を保証または示唆するものではない。

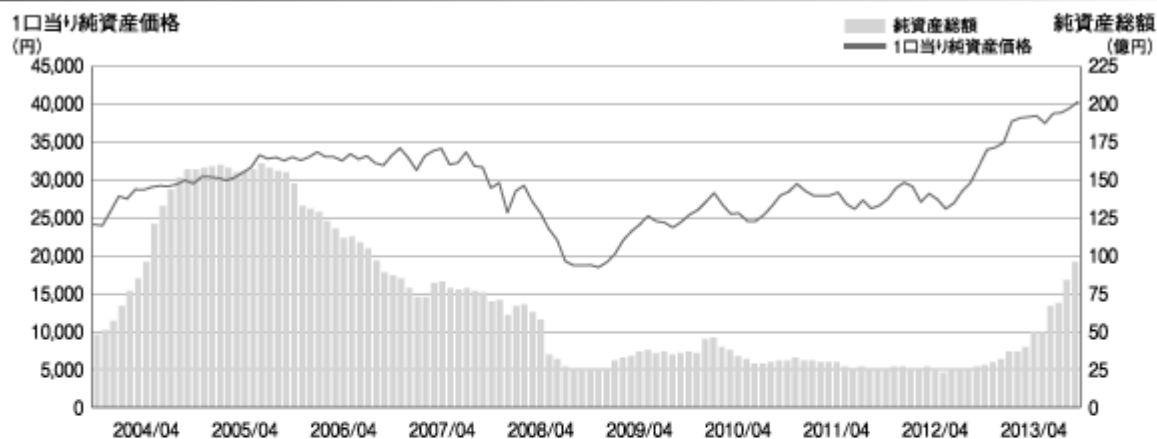
&lt;訂正後&gt;

（前 略）

&lt;参考情報&gt;

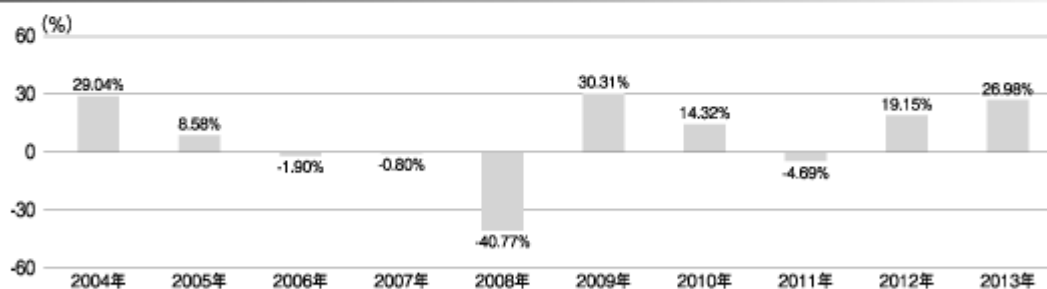
運用実績(2013年12月末日現在)

### 純資産総額および1口当りの純資産価格の推移 (2004年1月1日から2013年12月末日まで)



(注) 純資産総額は、アーカス・ジャパン・ロング/ショート・ファンドの全てのクラスの純資産額の総額である。

### 年間収益率の推移



(注) 収益率 (%) =  $100 \times (a - b) / b$   
 a = 上記各暦年末の受益証券の1口当り純資産価格  
 b = 当該各暦年の直前の各暦年末の受益証券の1口当り純資産価格

※なお、ファンドは、運用開始後2013年12月末日まで、分配の実績はない。

※ファンドにはベンチマークは設定されていない。

### 運用実績の記載に係る注記事項

ファンドの運用実績はあくまで過去の実績であり、将来の運用成果を保証または示唆するものではない。

## 第2 管理及び運営

### 1 申込（販売）手続等

#### (1) 海外における販売手続等

<訂正前>

（前 略）

受益証券はアメリカ合衆国証券法に基づき登録されておらず、ファンドは投資会社法に基づき登録されていない。受益証券は、アメリカ合衆国、その領地および属領において、アメリカ合衆国証券法および投資会社法または追加雇用対策法の一部として制定された外国口座税務コンプライアンス法(以下「FATCA」という。)の一定の規定の登録および要件を免除された管理会社および保管受託銀行の事前の同意ある一部の適格アメリカ合衆国機関を除き、米国人(アメリカ合衆国証券法レギュレーションSまたはFATCAに定義される。)(以下「米国人」という。)に対し、直接または間接的に募集、販売、譲渡または交付されない。米国人への受益証券の販売および譲渡は制限され、管理会社は、かかる法律および当該所有制限を遵守することが適切であると判断する場合には、米国人により保有されている受益証券を買い戻し、米国人への譲渡の登録を拒否することができる。

（後 略）

<訂正後>

（前 略）

受益証券はアメリカ合衆国証券法に基づき登録されておらず、ファンドは投資会社法に基づき登録されていない。受益証券は、アメリカ合衆国、その領地および属領において、アメリカ合衆国証券法および投資会社法または追加雇用対策法の一部として制定された外国口座税務コンプライアンス法(以下「FATCA」という。)の一定の規定の登録および要件を免除された管理会社の事前の同意ある一部の適格アメリカ合衆国機関を除き、米国人(アメリカ合衆国証券法レギュレーションSまたはFATCAに定義される。)(以下「米国人」という。)に対し、直接または間接的に募集、販売、譲渡または交付されない。米国人への受益証券の販売および譲渡は制限され、管理会社は、かかる法律および当該所有制限を遵守することが適切であると判断する場合には、米国人により保有されている受益証券を買い戻し、米国人への譲渡の登録を拒否することができる。

（後 略）

## 2 買戻し手続等

### (1) 海外における買戻し手続等

<訂正前>

(前 略)

特定の1評価日にファンドのリテイル・クラスの発行済受益証券の10%またはファンドのリテイル・クラス以外のクラス(現在、インスティテューショナル・クラス、インターナショナル・クラスおよびリストラクティッド・クラス(以下「非リテイル・クラス」という。))の発行済受益証券の総額の10%を超える受益証券数の買戻し請求がなされた場合、取締役会は、当該評価日に買戻される当該クラスの受益証券総数を10%に制限し、それぞれの買戻し請求についての買戻し受益証券数を均等に減らすことができる。この手続により買戻されなかった受益証券は、翌評価日に、翌評価日以降に買戻し請求がなされた受益証券に優先して買戻されるが、その場合にも当該評価日における買戻し限度までの10%の買戻し制限が適用される。

(後 略)

<訂正後>

(前 略)

特定の1評価日にファンドのリテイル・クラスの発行済受益証券の10%またはファンドのその他のクラス(現在、インスティテューショナル・クラス、インターナショナル・クラスおよびリストラクティッド・クラス(以下「非リテイル・クラス」という。))の発行済受益証券の総額の10%を超える受益証券数の買戻し請求がなされた場合、取締役会は、当該評価日に買戻される当該クラスの受益証券総数を10%に制限し、それぞれの買戻し請求についての買戻し受益証券数を均等に減らすことができる。この手続により買戻されなかった受益証券は、翌評価日に、翌評価日以降に買戻し請求がなされた受益証券に優先して買戻されるが、その場合にも当該評価日における買戻し限度までの10%の買戻し制限が適用される。

(後 略)

## 3 転換手続等

### (1) 海外における転換手続等

<訂正前>

(前 略)

受益者が転換を希望するクラス(投資されるクラス)の受益証券の1口当り純資産価格の2%を上限とする転換手数料が、転換費用を賄うため課される。

(後 略)

<訂正後>

(前 略)

投資受益証券の転換についての転換手数料は課されない。

(後 略)

## 4 資産管理等の概要

### (5) その他

#### 存続期間および解散

##### <訂正前>

ファンドの存続期間は無期限である。ファンドは、管理会社と保管受託銀行の合意により、いつでも解散することができる。ファンドの純資産総額が10億円を下回った場合、取締役会は、日本の販売会社と協議のうえ、ファンドの解散を考慮する。また、ファンドはルクセンブルグ法の定める場合に解散される。受益者または受益者の相続人もしくは遺産受取人は、ファンドの解散を請求することはできない。解散の通知は、ルクセンブルグのメモリアルおよび管理会社と保管受託銀行が合意し決定する適切な発行部数を有する少なくとも2つの新聞に公告されるものとし、そのうちの1紙はルクセンブルグの新聞でなければならない。さらに管理会社は、受益者の最善の利益であるとみなされる場合、ルクセンブルグ国外の一紙または複数紙の新聞に公告をすることを決議することができる。

（後 略）

##### <訂正後>

ファンドの存続期間は無期限である。ファンドは、管理会社と保管受託銀行の合意により、いつでも解散することができる。ファンドの純資産総額が10億円を下回った場合、取締役会は、日本の販売会社と協議のうえ、ファンドの解散を考慮する。また、ファンドはルクセンブルグ法の定める場合に解散される。受益者または受益者の相続人もしくは遺産受取人は、ファンドの解散を請求することはできない。解散の通知は、ルクセンブルグ法の規定にしたがって、ルクセンブルグのメモリアルおよび管理会社が決定する新聞に公告される。さらに管理会社は、受益者の最善の利益であるとみなされる場合、ルクセンブルグ国外の一紙または複数紙の新聞に公告をすることを決議することができる。

（後 略）

## 2 ファンドの現況

### 純資産額計算書

##### <訂正前>

（前 略）

(注1) 米ドルの円貨換算は、平成25年9月30日における株式会社三菱東京UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値(1米ドル=97.75円)による。

（後 略）

##### <訂正後>

（前 略）

(注1) 米ドルおよびユーロの円貨換算は、平成25年9月30日における株式会社三菱東京UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値(1米ドル=97.75円および1ユーロ=131.87円)による。

（後 略）

[前へ](#)